2020年度
（2019年度統計）

傷害保険の概況

General Insurance Rating Organization of Japan
損害保険料率算出機構

はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、傷害保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書で使用している数値は、2019年度の統計に基づきます。ただし、集計時期の関係から、一部の数値で掲載年度が異なることがありますので、各グラフ・表中の記載年度をご確認ください。

2021 年 4 月

損害保険料率算出機構

損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険などの参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国に自賠責損害調査事務所を設置しています。

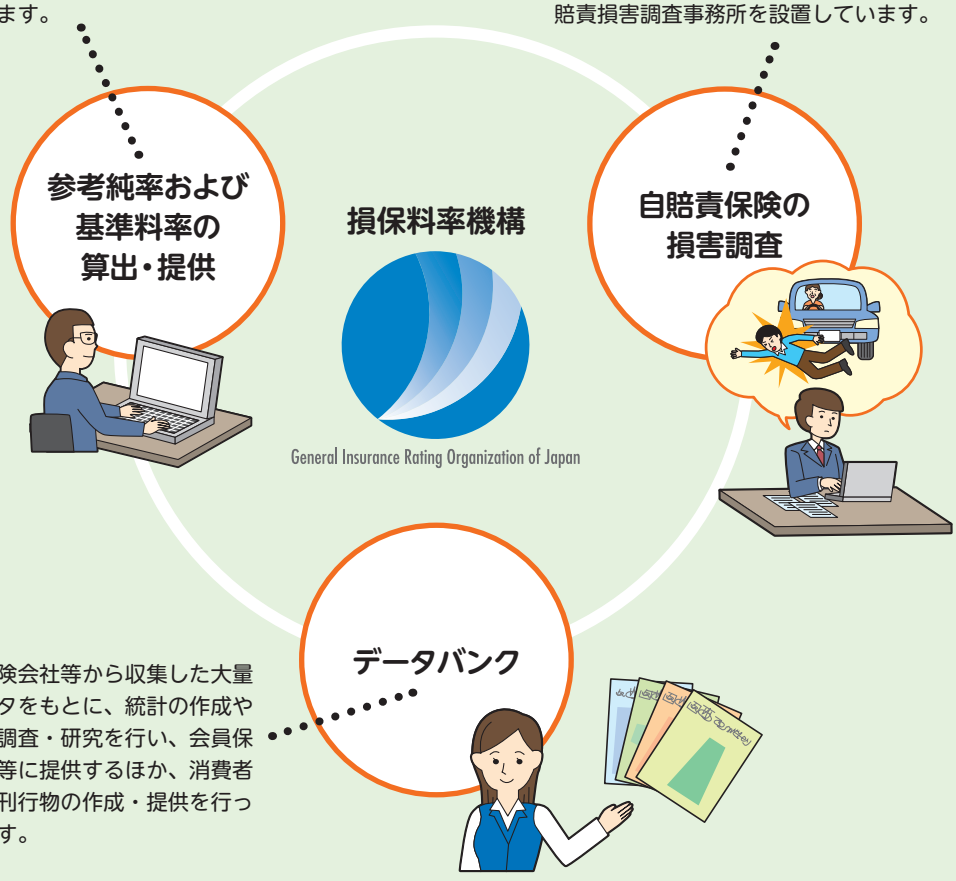

会員保険会社等から収集した大量のデータをもとに、統計の作成や各種の調査・研究を行い、会員保険会社等に提供するほか、消費者向けの刊行物の作成・提供を行っています。

※1　1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2　損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は35社（2021年4月1日現在）です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構　組織のご案内」をご参照ください。

目　次

はしがき …… 1
損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは …… 2
はじめに 損害保険とは …… 4

第Ⅰ部 傷害保険の制度概要

1 傷害保険の仕組み …… 6
2 傷害保険の概要
1 主な傷害保険の種類 …… 8

第Ⅱ部 傷害保険

1 傷害保険とは
1 傷害保険の保険約款 ……10
2 傷害保険の補償内容 ……11
3 傷害保険標準約款 ……17
2 傷害保険の保険料率
1 傷害保険の保険料率の概要 ……18
2 傷害保険の参考純率の算出 ……23
3 傷害保険の参考純率の算出後の流れ ……25
4 傷害保険の参考純率の検証と改定 ……26
3 傷害保険の現況
1 保険料（収入）の状況 ……27
2 保険金（支払い）の状況 ……28
トピックス
高齢化の進展……31

第Ⅲ部 からだに関する保険関連の統計

1 傷害保険統計 ……34
2 関連情報 ……54

はじめに ― 損害保険とは

1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、
出し合ったお金で助け合う制度です。

日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。

例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが１万人に１人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとします。１万人のうちの誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の２つが考えられます。

貯蓄

１万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。

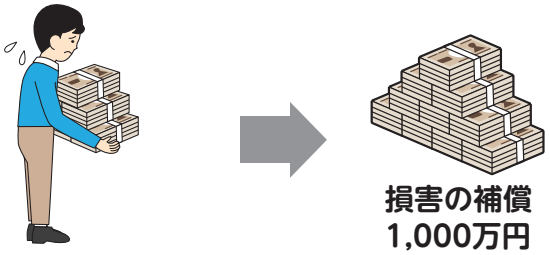

保険

例えば１万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。

……

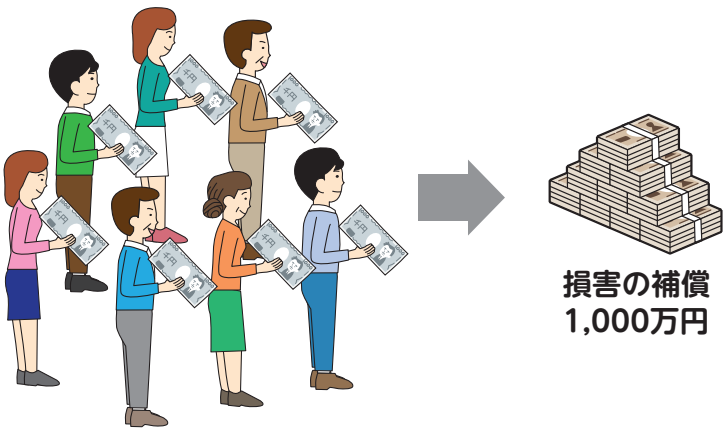

このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

2 保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、
それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。

公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です※。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。

損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

※民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、公共政策としての保険もあります。

3 損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、
すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

■損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます（事務所や工場なども含みます）。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活中の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活中の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

損害保険会社のマーケット規模

2019年度の元受正味収入保険料は約9兆6,493億円です。
その内訳は右のとおりです。

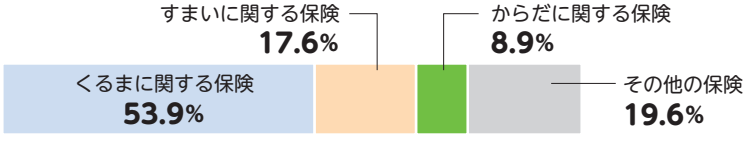

※「令和２年版 インシュアランス損害保険統計号」（株式会社 保険研究所）から作成。

1 傷害保険の仕組み

保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータなどにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています。

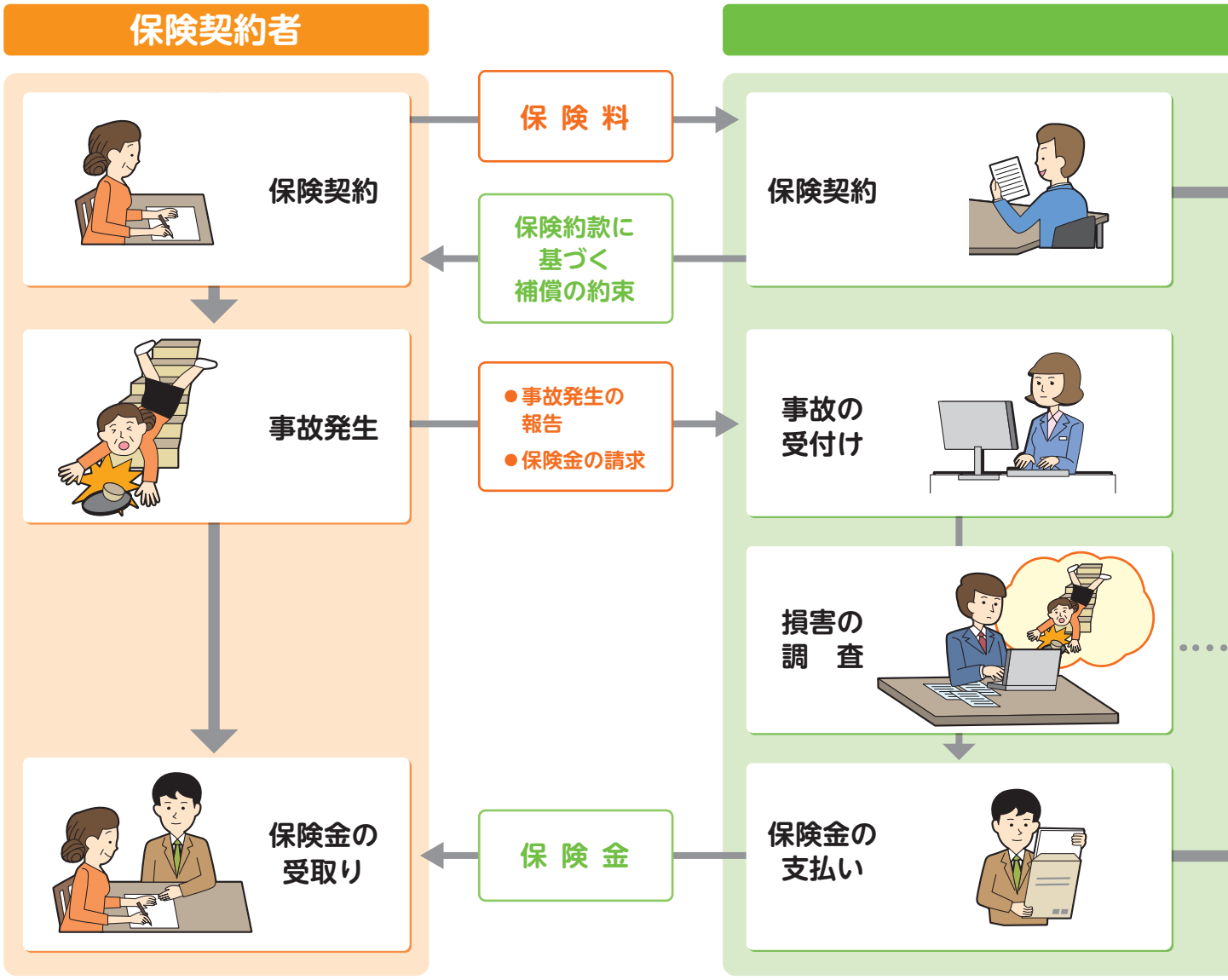

memo

保険料と保険金の違いは？

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。

保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。

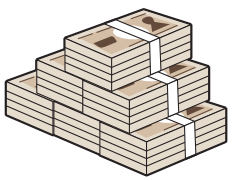

保険会社の役割

契約に関するデータ

保険料の算出

- 保険料は、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金、人件費、その他諸経費などにより算出しています。
- 保険料を算出する要素のうち、保険金は将来に発生する事故に対して支払われるため、契約時には確定していません。
- したがって、保険料の算出にあたっては、将来の事故の発生率や支払額を予測する必要があります。
- そこで、過去の契約・支払いに関する**大量のデータ**を基に算出を行います。
- また、保険金の支払いに影響を与える要素として、事故件数の増加などの社会環境の変化についても考慮しています。

保険約款の作成

- 保険約款では、保険商品の補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。
- また、保険契約に関する基本的なルールを定めた「保険法」の内容に沿って、保険会社や保険契約者が守らなければならない事項なども定めています。
- 保険約款は、補償内容に関する保険契約者のニーズ、利便性の向上、その他社会環境の変化などに対応するため、適宜見直しています。

損害の調査

以下のような調査を行います。

- 保険金の支払対象かどうか
- 損害の額がいくらになるのか

支払いに関するデータ

社会環境の変化

- 日常生活中の不慮の事故や交通事故の傾向
- 少子高齢化
- 法令の改正　　など

memo

なぜ大量のデータを用いるの？

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。

これを「大数の法則」といい、事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。

2 傷害保険の概要

傷害保険は、日常生活中の事故や交通事故などによって起こるケガ（傷害といいます）を補償する保険です。傷害ならば何でも保険金が支払われるというわけではなく、以下の要件を満たす事故による傷害に対して保険金が支払われます。

傷害保険の保険事故の三要件

急　激

事故から傷害までの過程が直接的で、時間的な間隔がないこと。

例：長時間のハイキングによる靴擦れは含みません。

偶　然

事故の原因や結果を予知できない状態であること。

例：故意に被った傷害は含みません。

外　来

傷害の原因が補償の対象者の身体の外部にあること。

例：病気（疾病）は含みません。

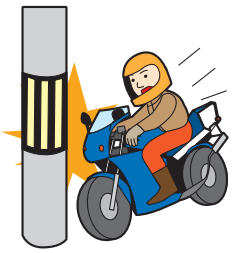

1 主な傷害保険の種類

傷害保険には、補償内容ごとに主に以下の種類があります。

（1）普通傷害保険

国内・国外を問わず、家庭内、職場内、学校内、通勤通学途上および旅行中など、日常生活のなかで起こるさまざまな傷害を補償します。

（2）家族傷害保険

普通傷害保険が個人を対象とするのに対し、家族全員を補償の対象とすることができる保険です。補償内容は普通傷害保険と同様です。

※家族傷害保険の補償の対象者は以下のとおりです。
①本人
②本人の配偶者
③本人またはその配偶者の同居の親族
④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
（例：仕送りを貰って一人暮らしをしている学生など）

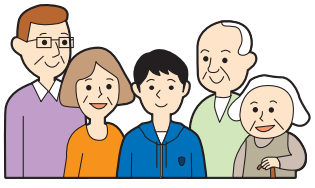

（3）交通事故傷害保険

国内・国外を問わず、主として交通事故による傷害を補償する保険です。また、乗り物の火災による傷害も対象としています。

（4）ファミリー交通傷害保険

交通事故傷害保険が個人を対象とするのに対し、家族全員を補償の対象とすることができる保険です。補償内容は交通事故傷害保険と同様です。

※ファミリー交通傷害保険の補償の対象者は、家族傷害保険と同様です。

（5）国内旅行傷害保険

国内旅行中（旅行の目的のために家を出発してから帰宅するまでの間）の傷害を補償する保険です。

（6）海外旅行傷害保険

海外旅行中（旅行の目的のために家を出発してから帰宅するまでの間）の傷害のほか、病気、賠償損害、携行品損害、救援者費用（例：補償の対象者が旅行先で死亡、入院または遭難により救助を要した場合に捜索救助、移送または現地に赴くために支出した費用）などについて補償する保険です。

傷害保険は上記の他にもさまざまな種類があります。なお、この資料では上記（1）～（6）の傷害保険について、第Ⅱ部　1 傷害保険とは（P10）で詳しく説明しています。

1 傷害保険とは

傷害保険の保険約款の内容は、各保険会社によって異なります。

※一般的な傷害保険契約に関する説明には ◀一般的な傷害保険契約 と記載し、傷害保険参考純率に関する説明には ◀傷害保険参考純率 と記載しています。

1 傷害保険の保険約款

傷害保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。 ◀一般的な傷害保険契約

■保険約款の構成

傷害保険の保険約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。

保険約款
普通保険約款
＋
特　約

主な特約については、1 2 (3)主な特約の内容（P 16）をご参照ください。

2 傷害保険の補償内容

以下では、傷害保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や保険契約者の方が選択される内容によって異なります。

（1）各保険の補償内容

←一般的な傷害保険契約

傷害保険は、傷害などの内容に応じて、支払われる保険金の種類と支払われる保険金の額が異なります。

❶普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・国内旅行傷害保険

■死亡保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日以内に死亡した場合

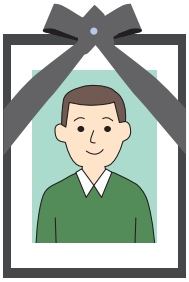

●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額（保険金額）

■後遺障害保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合

●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額（保険金額）

×

後遺障害の程度に応じた所定の割合

■入院保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日以内に入院した場合

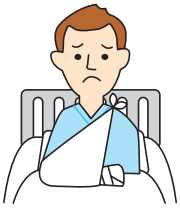

●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額（入院保険金日額）

×

入院日数（180日を限度）

■通院保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日以内に通院した場合

●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
（通院保険金日額）
×
通院日数（90日を限度）

■手術保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合

●支払われる保険金の額

（1）入院中に受けた手術の場合

契約時に設定した金額
（入院保険金日額）
× 10

（2）（1）以外の手術の場合

契約時に設定した金額
（入院保険金日額）
× 5

■部位・症状別保険金※

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日以内に治療を受けた場合

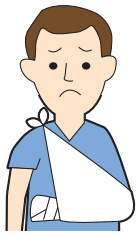

●支払われる保険金の額

（1）治療日数が５日以上の場合

契約時に設定した金額
（部位・症状別保険金額）
×
傷害が生じた部位および
症状に応じた所定の倍率

（2）治療日数が５日未満の場合

契約時に設定した金額
（部位・症状別保険金額）

※特約を付帯することによって支払われる保険金です。
なお、国内旅行傷害保険にはこの特約はありません。

❷海外旅行傷害保険

海外旅行傷害保険は、支払われる保険金が特約で規定されており、これらの特約を組み合わせて補償内容を決定します。

■傷害死亡保険金

●保険金が支払われる場合

旅行中の傷害発生からその日を含めて180日以内に死亡した場合

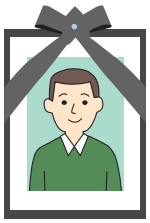

●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
（傷害死亡保険金額）

■傷害後遺障害保険金

●保険金が支払われる場合

旅行中の傷害発生からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合

●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
（傷害後遺障害保険金額）

×

後遺障害の程度に応じた
所定の割合

■傷害治療費用保険金

●保険金が支払われる場合

旅行中の傷害発生からその日を含めて180日以内に治療を受けた場合

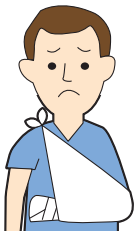

●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
（傷害治療費用保険金額）
を上限とする治療のために
実際に支出した金額

■疾病死亡保険金

●保険金が支払われる場合

旅行中に疾病で死亡した場合、旅行中に疾病を発病して、帰国後72時間以内に治療を開始し、帰国後30日以内に死亡した場合など

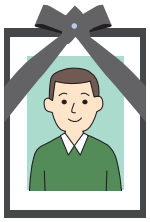

●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
（疾病死亡保険金額）

■疾病治療費用保険金

●保険金が支払われる場合

旅行中または帰国後に疾病を発病して、帰国後72時間以内に治療を開始した場合など

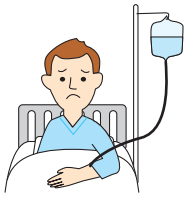

●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
（疾病治療費用保険金額）
を上限とする治療のために
実際に支出した金額

■救援者費用等保険金

●保険金が支払われる場合

補償の対象者が旅行先で死亡、入院、遭難した場合など

●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額（救援者費用等保険金額）を上限とする捜索救助、移送、救援者の渡航・宿泊等のために実際に支出した金額

※上記のほかに、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金および救援者費用等保険金をセットにした「治療･救援費用保険金」があります。

（2）保険金が支払われない場合

◀一般的な傷害保険契約

次のような場合には、保険金は支払われません。

❶普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・国内旅行傷害保険（例）

保険契約者または補償の対象者の故意・重大な過失※

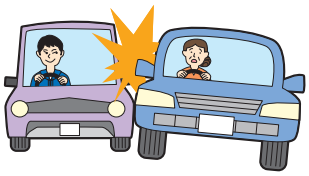

無資格運転、酒気帯び運転

疾病

地震・噴火、またはこれらによる津波

山岳登はん、スカイダイビングなどの約款上で定められている危険な運動

戦争

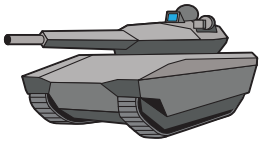

※家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険の場合、保険金が支払われないのは、その補償の対象者の被った傷害に限ります（例：本人が故意に事故を起こし、本人と配偶者がともに傷害を被った場合、配偶者の傷害については保険金が支払われます）。

❷海外旅行傷害保険（例）

海外旅行傷害保険は、保険金の種類によって保険金が支払われない場合が異なります。

■傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金

■救援者費用等保険金、治療・救援費用保険金

※1　補償の対象者が自殺行為を行い、定められた期間内に死亡した場合には保険金が支払われます。
※2　補償の対象者の無資格運転などにより被った傷害によって、定められた期間内に死亡した場合には保険金が支払われます。

■疾病死亡保険金、疾病治療費用保険金

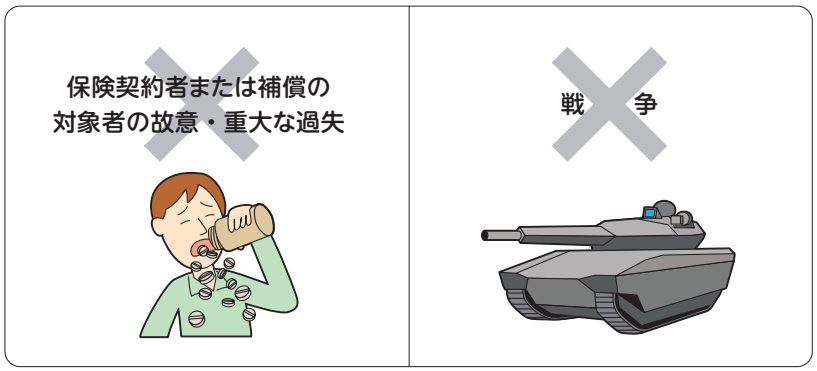

（3）主な特約の内容

← 一般的な傷害保険契約

※海外旅行傷害保険には以下の特約はありません。

❶普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険

＜補償範囲を縮小する特約＞

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	支払われる保険金の種類を死亡保険金および後遺障害保険金のみに限定します。
後遺障害等級限定（第〇級以上）補償特約	後遺障害保険金の支払われる後遺障害の範囲を限定します。
夫婦特約	補償の対象者を本人および配偶者のみに限定します。（家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険のみ）
入院保険金支払限度日数変更特約	入院保険金の支払限度日数（180日）を短縮します。
通院保険金支払限度日数変更特約	通院保険金の支払限度日数（90日）を短縮します。

＜補償を拡充する特約＞

後遺障害保険金の追加支払に関する特約	既に支払われた後遺障害保険金と同じ額の後遺障害保険金を追加支払します。
入院保険金および通院保険金の７日間２倍支払特約	入院または通院をした場合、その期間の最初の７日間の保険金を２倍にします。

❷国内旅行傷害保険

＜補償範囲を縮小する特約＞

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	支払われる保険金の種類を死亡保険金および後遺障害保険金のみに限定します。

3 傷害保険標準約款

当機構では、傷害保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを傷害保険標準約款といいます。

◀傷害保険参考純率

■傷害保険標準約款の種類

標準約款

- 普通傷害保険
- 家族傷害保険
- 交通事故傷害保険
- ファミリー交通傷害保険
- 国内旅行傷害保険
- 海外旅行傷害保険

2 傷害保険の保険料率

傷害保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表します。

1 傷害保険の保険料率の概要

（1）傷害保険の保険料率

←一般的な傷害保険契約

傷害保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表し、保険料は保険金額に比例します※。例えば、保険料率が0.003であった場合、保険金額を1,000万円で契約すると、保険料は３万円（=1,000万円×0.003）となり、保険金額を2,000万円で契約すると、保険料は６万円となります。

傷害保険の保険料率には、保険契約者が支払う傷害保険料が、補償の対象者の職種など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

料率区分の詳細は、2 1 (4)傷害保険の料率区分（P20）をご参照ください。

保険金額

支払われる保険金の上限額をいい、契約時に定めます。なお、入院および通院における保険金額は、「保険金日額」（1日の入院または通院に対して支払われる保険金の上限額）といいます。

※海外旅行傷害保険における傷害治療費用や疾病治療費用など、保険金額を上限として実際に支出した金額を支払う補償については、保険料は保険金額比例ではありません。

■保険料率の構成

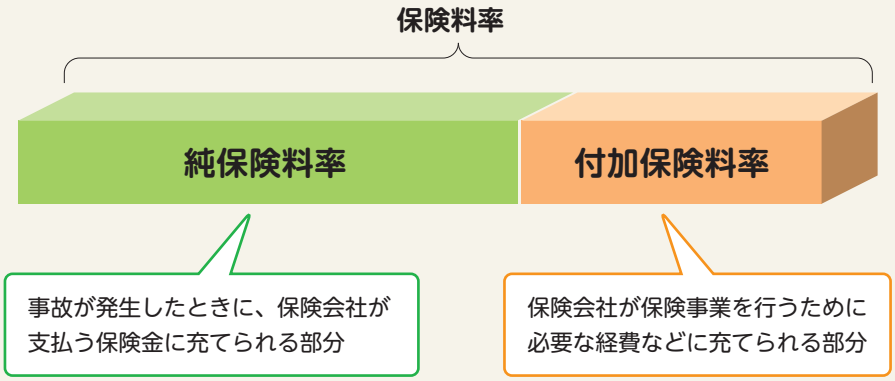

memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して傷害保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。
- 付加保険料率部分については、保険会社が独自に算出します。

（2）保険料率の３つの原則

◀一般的な傷害保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という３つの原則に基づいて算出する必要があります。

参考純率についても、この「保険料率の３つの原則」に基づいて算出をしています。

参考純率における３つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

合理的

- 算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、**客観性があり**、かつ、**精度の高い十分な量**のものであること。
- 算出が、**保険数理に基づく科学的方法による**ものであること。

妥　当

- 将来の保険金の支払いに充てられることが見込まれる純保険料率として、**過不足が生じない**と認められるものであること。

不当に差別的でない

- 危険の区分や水準が、**実態的な危険の格差に基づき適切に設定**されていること。

memo

「保険料率の３つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくなる必要があります。

これを「収支相等の原則」といいます。

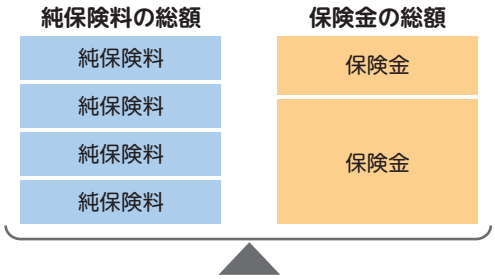

個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。

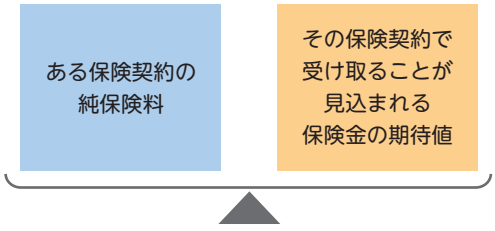

（3）参考純率を算出している傷害保険の種類

◀傷害保険参考純率

当機構では、以下の傷害保険の参考純率を算出しています。

- 普通傷害保険
- 家族傷害保険
- 交通事故傷害保険
- ファミリー交通傷害保険
- 国内旅行傷害保険
- 海外旅行傷害保険

（4）傷害保険の料率区分

◀傷害保険参考純率

傷害保険の保険料率には、保険契約者が支払う傷害保険料が、職種、補償の対象者、旅行期間など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における傷害保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社によって異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

■傷害保険の種類ごとの料率区分の一覧

傷害保険の種類	料率区分
普通傷害保険	❶職種別
家族傷害保険	❶職種別（本人のみ）　❷補償の対象者別
交通事故傷害保険	※
ファミリー交通傷害保険	❷補償の対象者別
国内旅行傷害保険	❸旅行期間別
海外旅行傷害保険	❸旅行期間別

※交通事故傷害保険は、職種や補償の対象者による区分はなく一律です。

❶職種別

普通傷害保険および家族傷害保険は、日常生活全般において被った傷害を補償する保険ですが、補償の対象者がどのような職種についているかによって、傷害を被るリスクが異なるため、保険料率を職種により区分しています。

■傷害保険参考純率における職種別区分

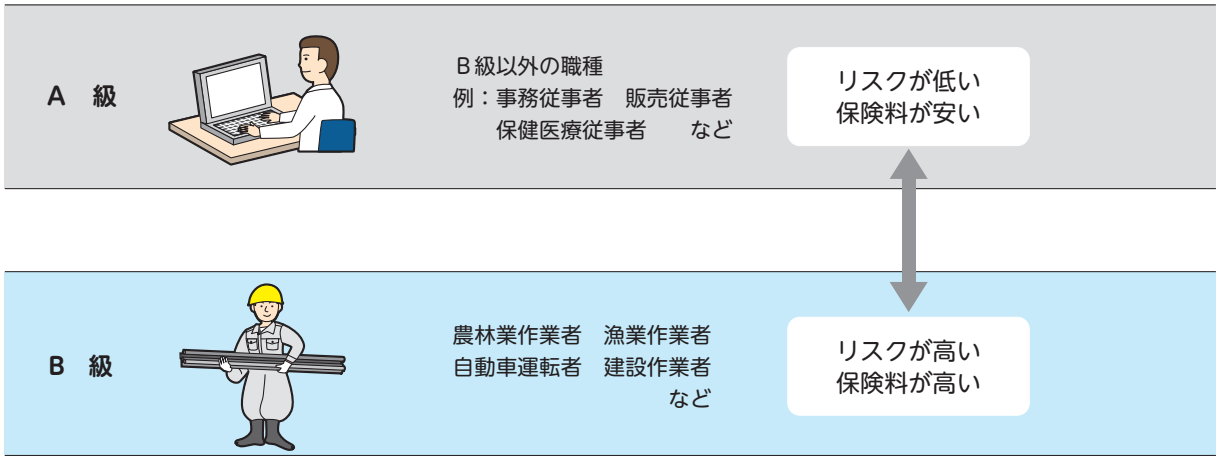

❷補償の対象者別

家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険の料率区分は、補償の対象者の区分（本人・配偶者・その他親族）ごとに設けられています。これら補償の対象者の組み合わせによって最終的な保険料が異なります。

■傷害保険参考純率における補償の対象者別区分

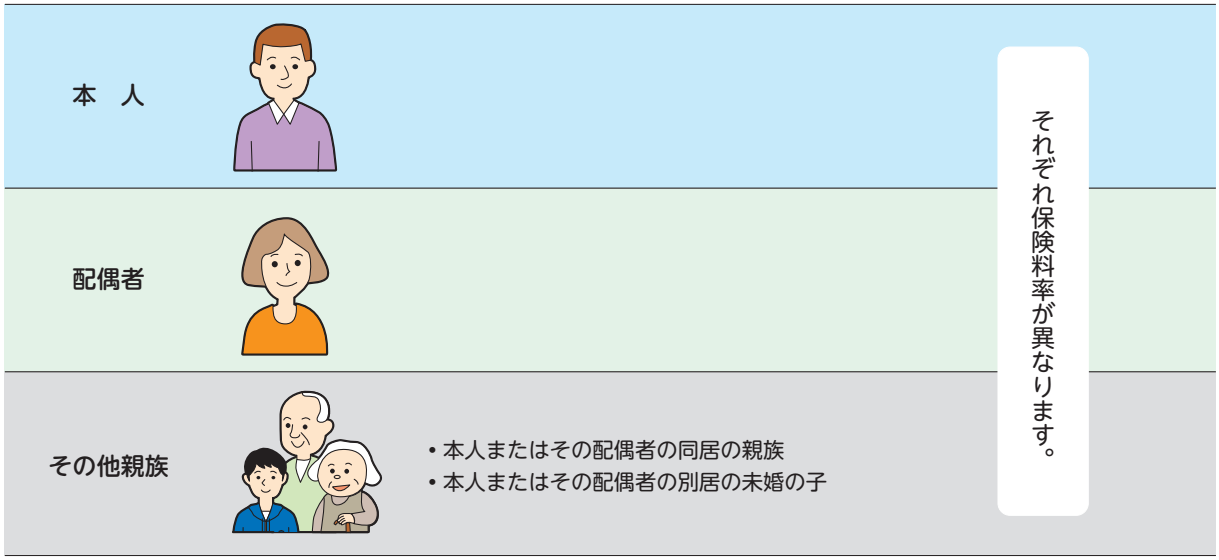

家族傷害保険および
ファミリー交通傷害保険の契約パターン
- 本人と配偶者とその他親族
- 本人と配偶者
- 本人とその他親族

❸旅行期間別

国内旅行傷害保険および海外旅行傷害保険は、旅行中に被った傷害などを補償する保険ですが、旅行期間に応じてそのリスクが異なるため、保険料率を旅行期間により区分しています。

■国内旅行傷害保険における旅行期間別区分

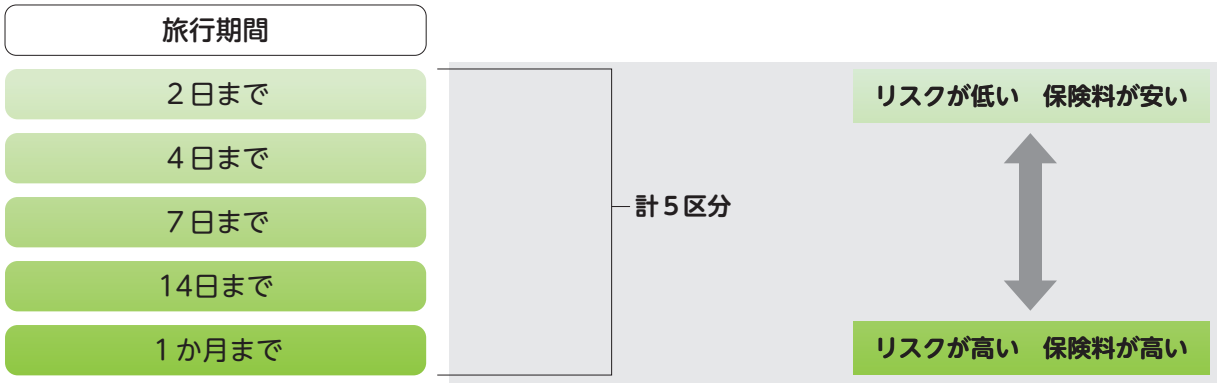

■海外旅行傷害保険における旅行期間別区分

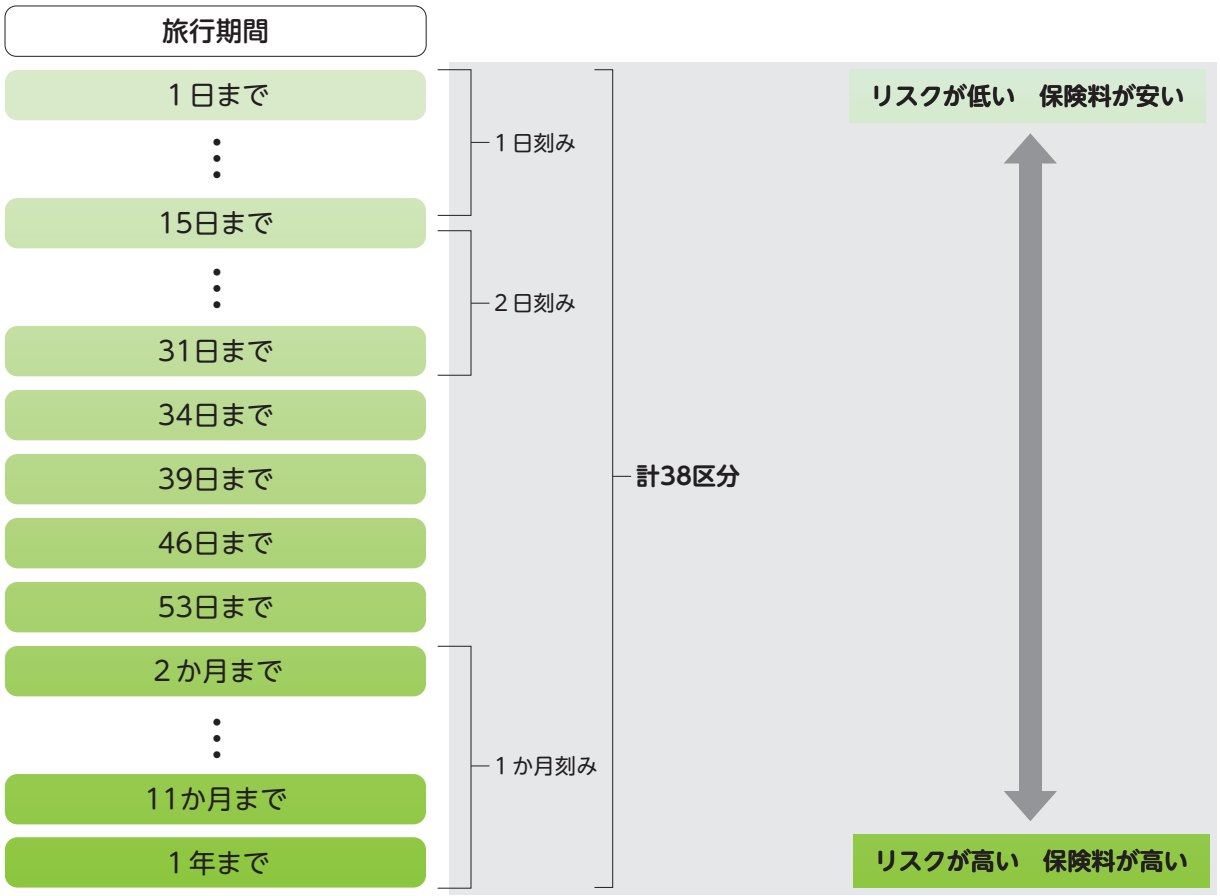

2 傷害保険の参考純率の算出

（1）統計データの収集から参考純率算出への流れ

◀傷害保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

■統計データの収集から傷害保険参考純率の算出への流れ

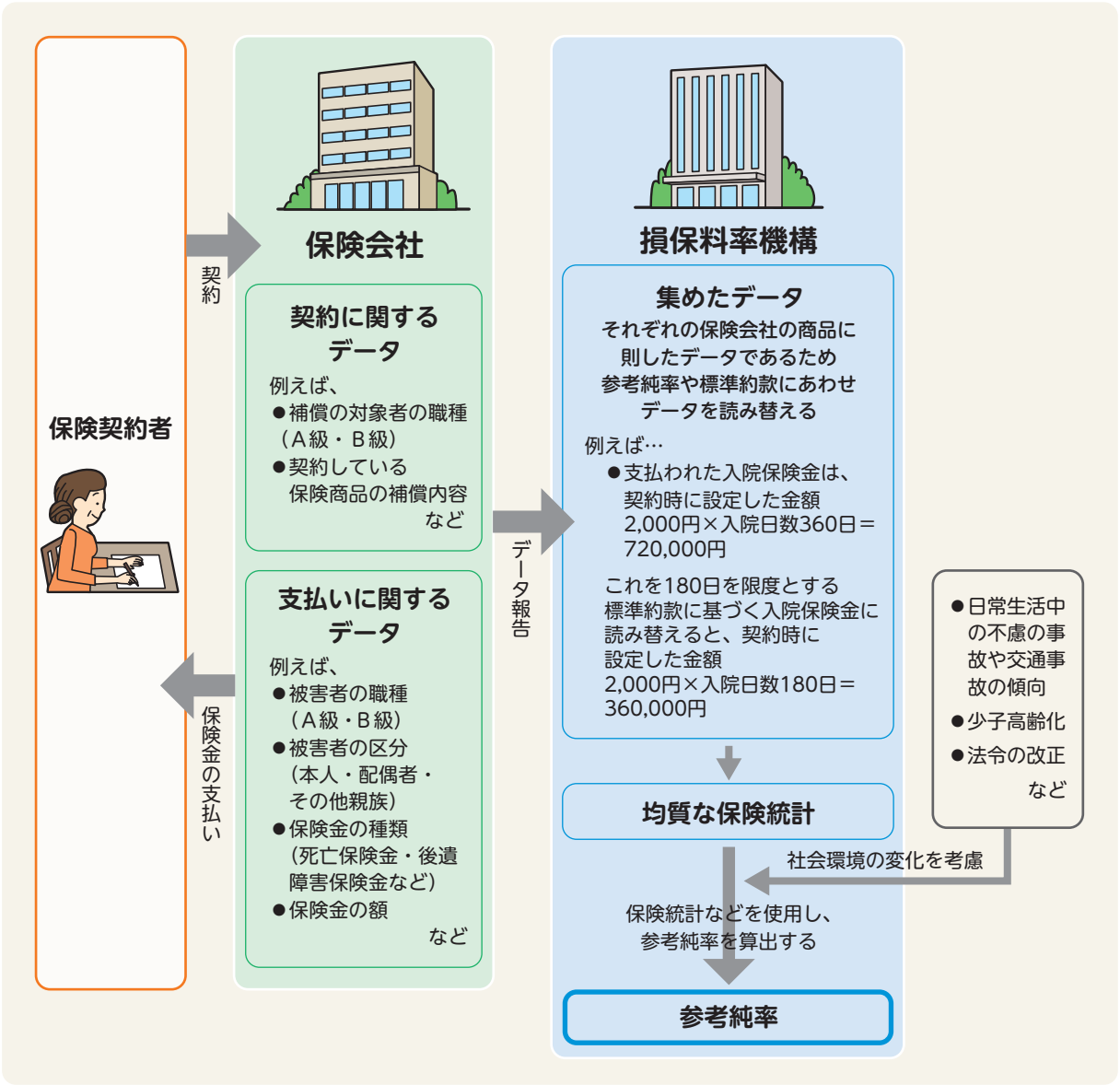

memo

社会環境の変化の考慮

傷害保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

例えば、人口動態統計（厚生労働省発表）を用いて、不慮の事故による死亡リスクの傾向を確認したり、患者調査（厚生労働省発表）を用いて、病院や診療所を利用する患者の傷害の状況から入院・通院リスクの傾向分析を行ったりしています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、傷害保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

(2) 傷害保険参考純率の算出方法

◀傷害保険参考純率

参考純率は、保険金の総額を保険金額の総額で除すことにより算出します。

参考純率は、料率算出団体が算出する純保険料率のことですが、純保険料率は、保険料率のうち、保険金の支払いに充てられる部分の保険料（＝純保険料）の保険金額に対する割合をいいます。

純保険料率の詳細は、2 1 (1)傷害保険の保険料率（P18）をご参照ください。

これを式で表すと、

$$\text{純保険料率} = \frac{\text{必要と見込まれる純保険料の総額}}{\text{保険金額の総額}}$$

となります。

なお、純保険料は収支相等の原則に従う必要があることから、必要と見込まれる純保険料の総額は保険金の総額と等しくなるよう算出する必要があります。

収支相等の原則の詳細は、2 1 (2)保険料率の３つの原則（P19）をご参照ください。

これを式で表すと、

$$\text{必要と見込まれる純保険料の総額} = \text{保険金の総額}$$

となります。

よって、

$$\text{純保険料率} = \frac{\text{保険金の総額}}{\text{保険金額の総額}}$$

となるように算出します。

3 傷害保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した傷害保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の３つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

◀傷害保険参考純率

■傷害保険参考純率の算出後の流れ

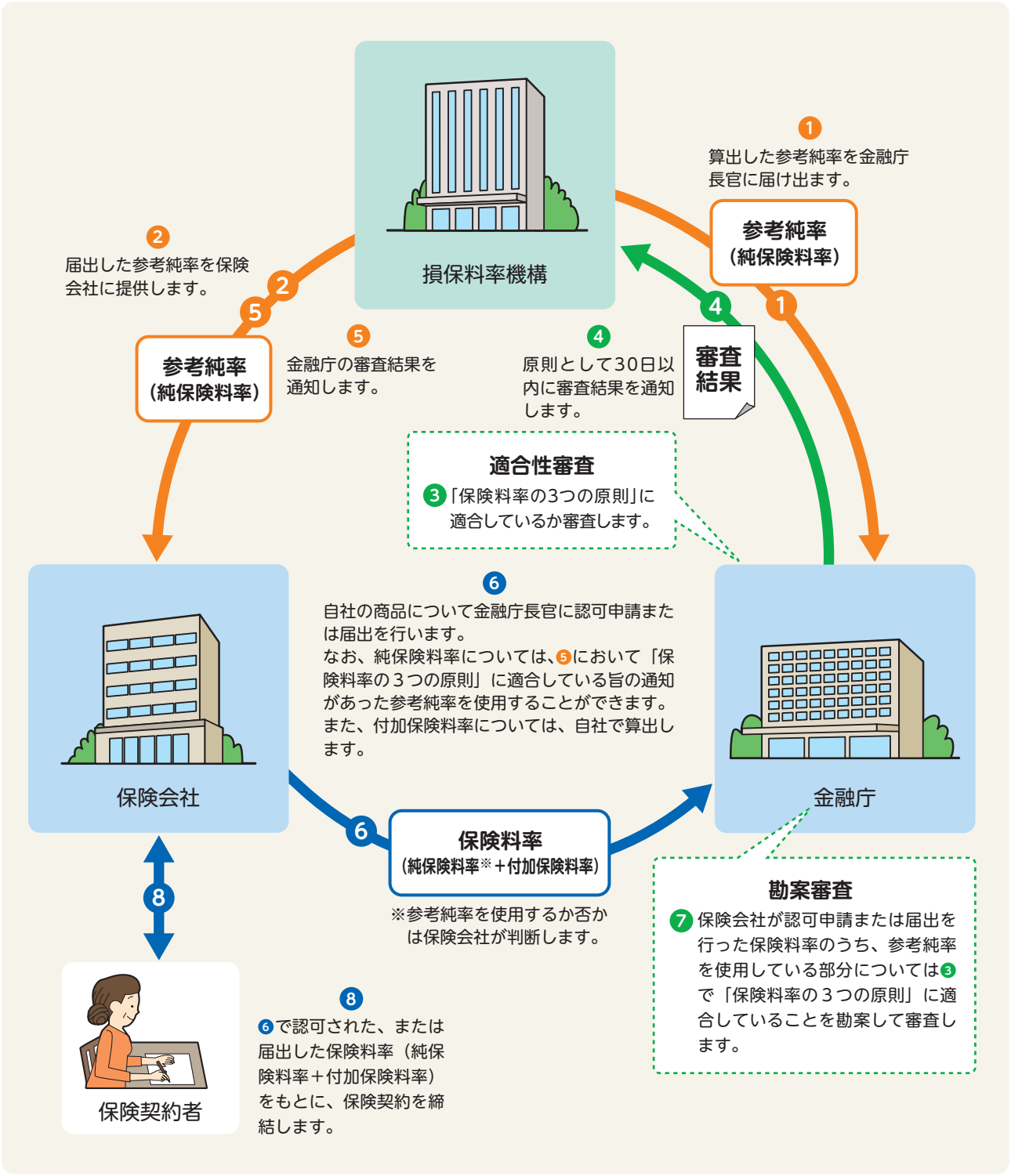

4 傷害保険の参考純率の検証と改定

←傷害保険参考純率

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

■傷害保険参考純率の検証と改定の流れ

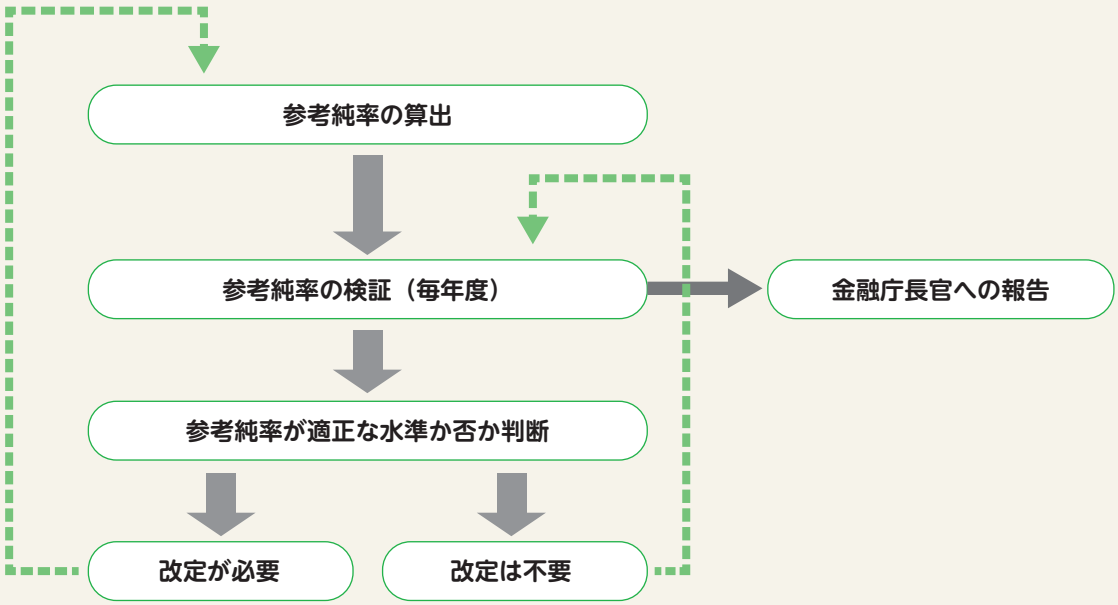

3 傷害保険の現況

保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

傷害保険の保険料は、契約件数のほか、契約される補償内容（保険金額または補償範囲）、保険料水準の見直しなどの影響を受けて変動します。

保険料は、図１のとおり、2017年度に増加が見られますが、2018年度からは再び減少に転じています。保険料の減少については、補償の対象者１人あたりの保険金額が減少していること、補償範囲を縮小する特約の付帯率が上昇していること（3[2](1) 普通傷害保険・家族傷害保険（P28、29）参照）が主な要因と考えられます。

また、2017年度の増加については、普通傷害保険・家族傷害保険において、従来は集計対象としていなかった商品を2017年度から対象としたためであり、2016年度以前についても当該商品の保険料を算入した場合には、（参考）のグラフのとおり、減少傾向で推移しています。

図１　保険料の推移

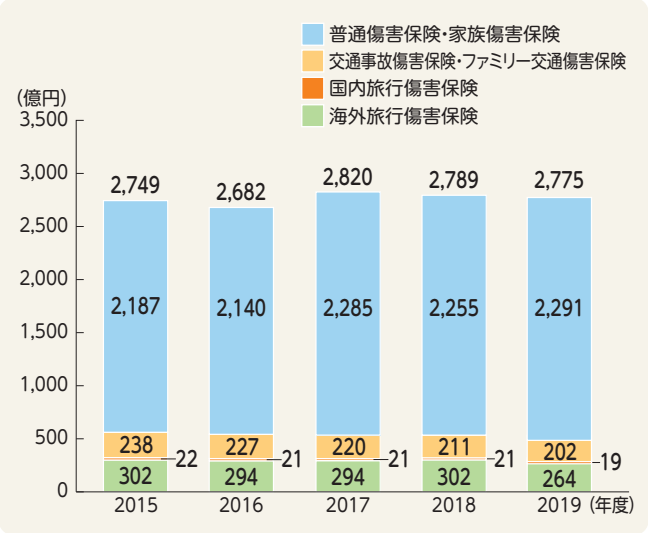

（参考）　保険料の推移（2016年度以前の保険料を2017年度以降の集計対象商品に揃えて集計した場合）

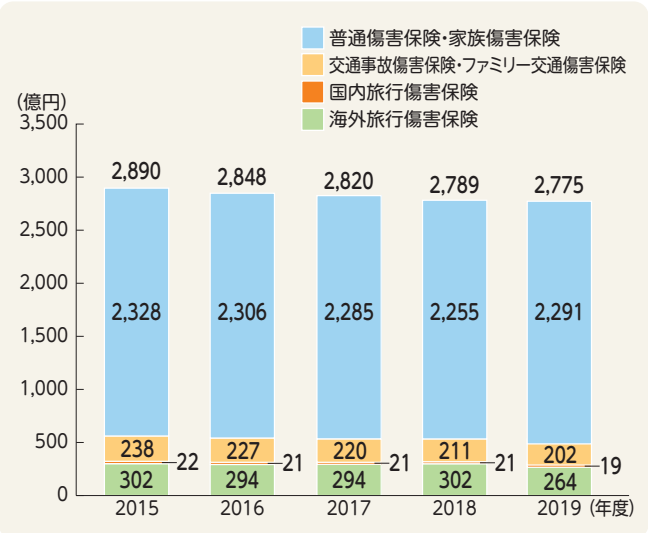

保険料

図１の保険料は、2[1](1) 傷害保険の保険料率（P18）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

リトン・ベイシスの数値です（以下、同様）。リトン・ベイシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

2 保険金（支払い）の状況

傷害保険の保険金は、図２のとおり、全体でみると減少傾向にあります。

また、その内訳を主な保険の種類ごとにみると、次のような特徴がみられます。

●普通傷害保険・家族傷害保険の保険金は、図２のとおり、2017年度に増加が見られますが、全体でみると減少傾向で推移しています。保険金の減少については、補償の対象者１人あたりの保険金額が減少していること、補償範囲を縮小する特約の付帯率が上昇していることが主な要因と考えられます。

また、2017年度の増加については、普通傷害保険・家族傷害保険において、従来は集計対象としていなかった商品を2017年度から対象としたためであり、2016年度以前についても当該商品の保険金を算入した場合には、（参考）のグラフのとおり、減少傾向で推移しています。

●海外旅行傷害保険の保険金は、概ね減少傾向で推移しています。これは、海外旅行傷害保険の保険金のおよそ8割を占める治療費用に関する被害者数が減少傾向で推移していることが主な要因と考えられます。

図２　保険金の推移

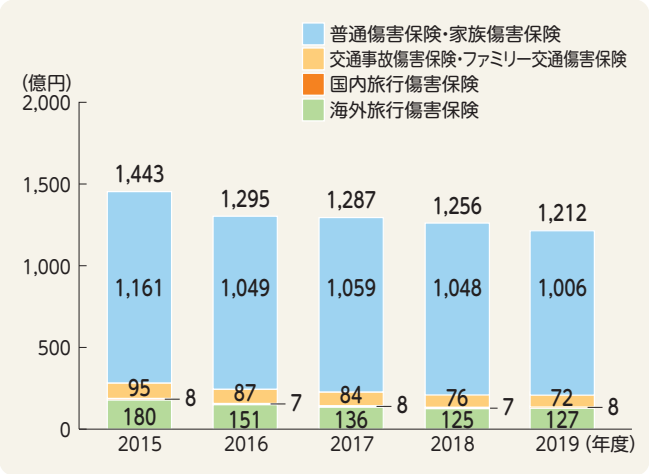

（参考）　保険金の推移（2016年度以前の保険金を2017年度以降の集計対象商品に揃えて集計した場合）

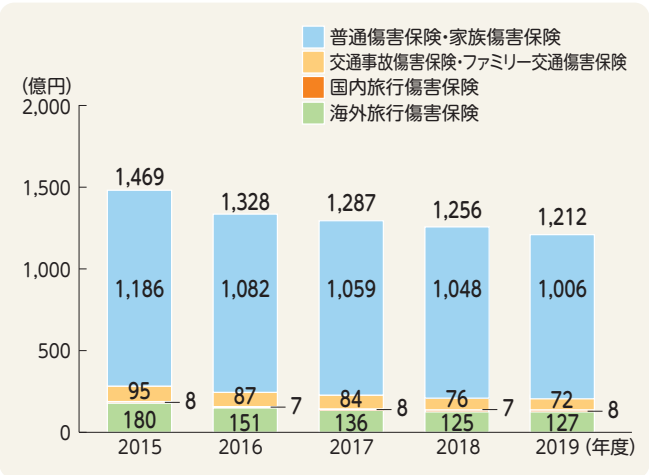

（１）普通傷害保険・家族傷害保険

補償の対象者１人あたりの保険金額の減少

図３のとおり、補償の対象者1人あたりの保険金額（死亡・後遺障害）は減少傾向にあります。

前述の図２（参考）のとおり、普通傷害保険・家族傷害保険の保険金の減少傾向は、補償の対象者1人あたりの保険金額の減少傾向の影響を受けたことに加え、補償範囲を縮小する特約（１2(3)主な特約の内容（P16）参照）の付帯率が上昇していることも、要因の一つとなっています。

この、補償範囲を縮小する特約の付帯率が上昇している背景としては、以降の２つの要因が考えられます。

図３　補償の対象者１人あたりの保険金額（死亡・後遺障害）の推移

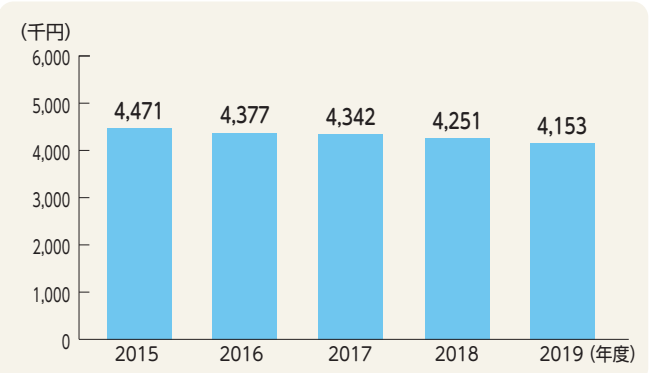

※2016年度以前の保険金額には、2017年度に集計対象となった商品は含まれていません。

補償の対象者および被害者の高齢化

図４のとおり、一般に傷害を被るリスク（ここでは「傷害リスク」といいます）は加齢とともに高まる傾向がみられます。また、高齢化の進展により、図５および図６のとおり、補償の対象者および被害者の高齢化が進んでいます（トピックス（P31）参照）。

こうした、傷害リスクの高い高齢者の構成割合の増加に伴い、近年、保険料水準が引上げとなったことを背景※として、補償範囲を縮小する特約（１2(3)主な特約の内容（P16）参照）の付帯率が上昇したものと考えられます。

※普通傷害保険・家族傷害保険の参考純率は、2009年5月、2012年5月および2018年5月に引上げ改定を行いました。

図４　年代別の傷害リスクの違い（補償内容別）

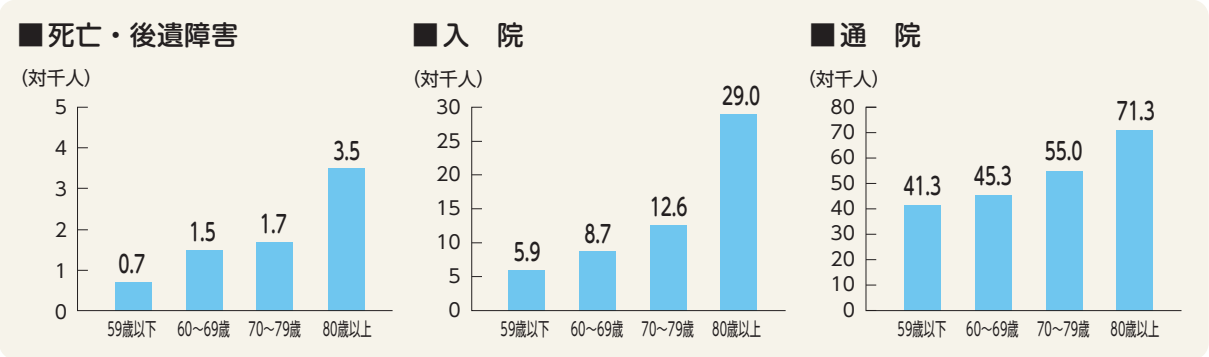

※補償の対象者1,000人に対する被害者数を比較したものです（2015～2019年度の累計値、補償の対象者「本人」について集計）。

図５　年代別 補償の対象者の構成割合（死亡・後遺障害）

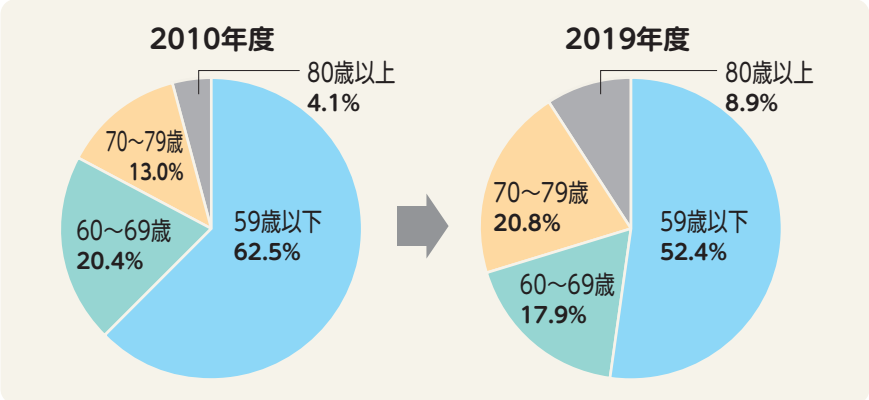

※補償の対象者「本人」について集計した数値です。

図６　年代別 被害者の構成割合（死亡・後遺障害）

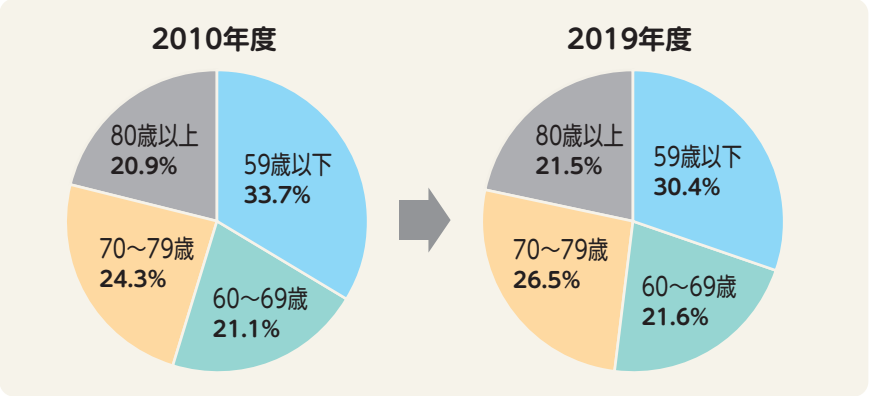

※被害者「本人」について集計した数値です。

平均通院日数の動向

図７は、普通傷害保険・家族傷害保険における平均入院日数（被害者1人あたり）および平均通院日数（同）の推移を示したものです。

入院および通院については、契約時に設定した保険金日額に、実際に入院や通院をした日数を乗じた額が保険金として支払われます。したがって、その日数が長いほど、支払われる保険金は増加することになります（ただし、保険金の支払対象となる日数には限度が設けられています(１2(1)各保険の補償内容①（P11、12）参照)）。

直近10か年の推移をみると、平均入院日数は短期化、平均通院日数も2014年度以降は短期化の傾向にあります※1。平均入院日数の短期化の背景には、国や都道府県における在宅医療を促進する取組みや医療技術の進歩などの影響があるものと考えられます。また、平均通院日数の短期化は、2013年度までの平均通院日数の長期化に伴い、前記P29「補償の対象者および被害者の高齢化」と同様、保険料水準が引上げとなったことを背景※2として、近年、通院保険金の支払対象とする日数を短縮する特約の付帯率が上昇したことによるものと考えられます。

※１　通院は入院よりも被害者数が多いことから（図8）、平均通院日数の動向は平均入院日数の動向よりも保険金の支払いに大きく影響します。

※２　普通傷害保険・家族傷害保険の参考純率は、2009年5月、2012年5月および2018年5月に引上げ改定を行いました。

図７ 平均入院日数および平均通院日数の推移

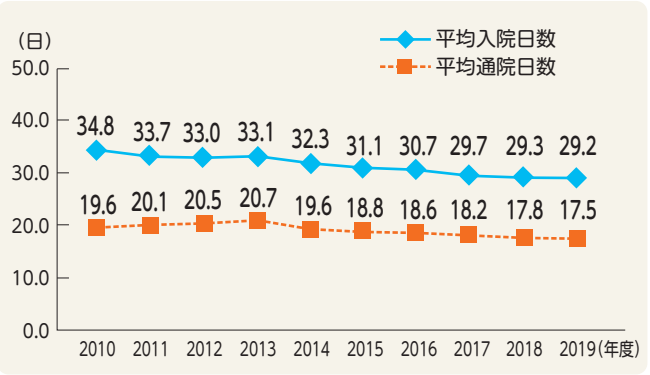

図８　入院および通院の被害者数

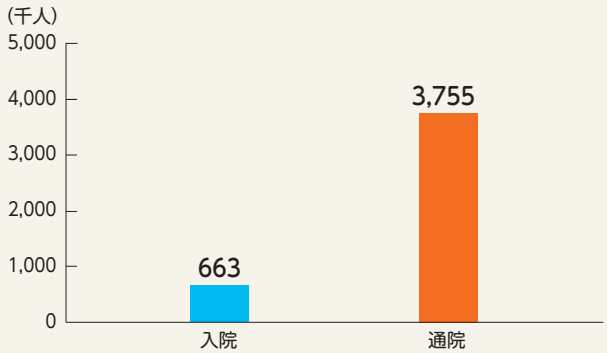

※2015～2019年度の累計値です。

（２）海外旅行傷害保険

被害者1人あたりの治療費用に関する保険金の動向

図９は、被害者１人あたりの治療費用に関する保険金の推移を示しています。

治療費用に関する保険金は、治療に要した実費が支払われます。海外旅行中に生じた傷害や疾病※のために治療を受けた際、要した費用を現地通貨で支払う場合が主のため、旅行先の為替の変動や現地の医療費水準の動向の影響を受けます（１2(1) 各保険の補償内容②（P13、14）参照)。

※疾病には、感染症も含まれます。

図９　被害者１人あたりの治療費用に関する保険金の推移

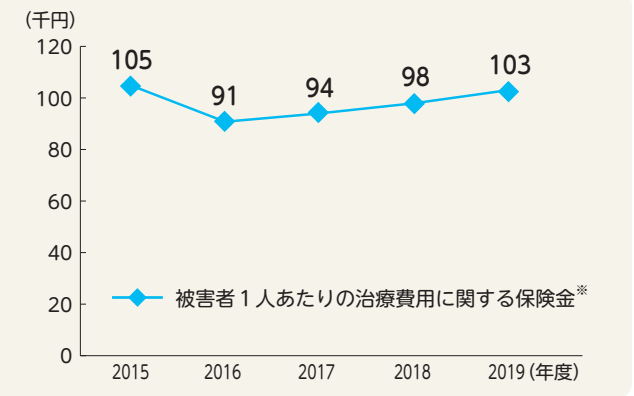

※治療・救援費用保険金（海外旅行中の傷害または疾病の治療や捜索救助に要した費用に関する保険金）を集計した数値です。

トピックス

高齢化の進展

平均寿命の延伸や少子化に伴い、国民全体の高齢化が進んでおり、これを受けて傷害保険の補償の対象者においても高齢者の割合が増加しています。

2019年のわが国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は28.4%※となっています。今後も、高齢化が進むことによって、2036年には３人に１人が65歳以上になると予測されています（図10）。

傷害保険においても、図11のとおり、補償の対象者の高齢化が進んでいます。

※「令和2年版高齢社会白書」（内閣府）

図10　わが国の人口の推移と将来推計人口

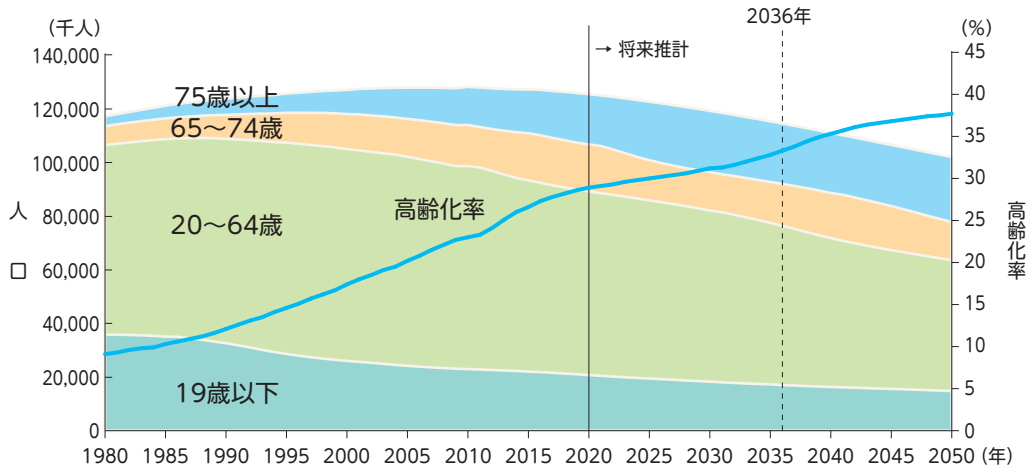

※2019年までは「国勢調査」および「人口推計」（総務省）、2020年以降は「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）（http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp）をもとに作成。

図11　補償の対象者の年齢分布（普通傷害保険・家族傷害保険／死亡・後遺障害）

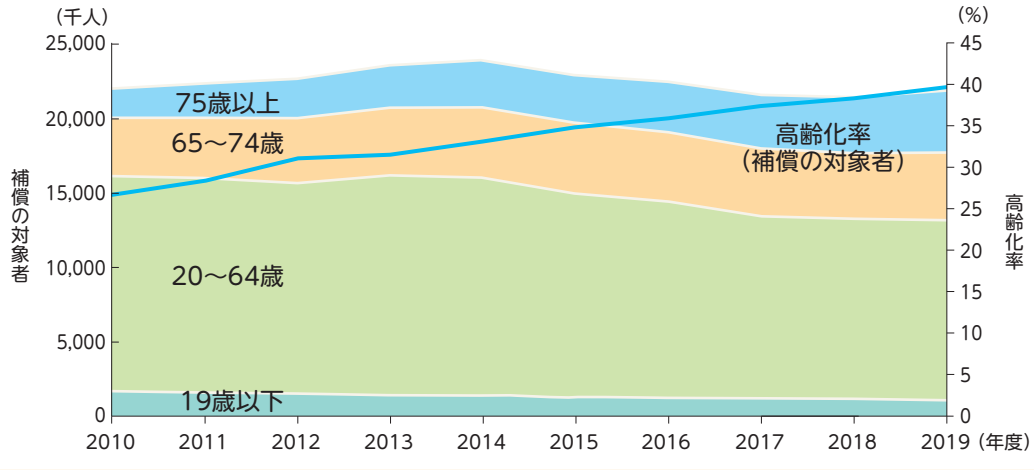

※補償の対象者「本人」について集計した数値です。

第Ⅲ部

からだに関する保険関連の統計

1 傷害保険統計

第１表　傷害保険 総括表 …… 34
第２表　普通傷害保険 統計表〈2019年度〉…… 36
第３表　家族傷害保険 統計表〈2019年度〉…… 38
第４表　普通傷害保険
被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】 …… 40
第５表　家族傷害保険
被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】 …… 41
第６表　交通事故傷害保険 統計表〈2019年度〉…… 42
第７表　ファミリー交通傷害保険 統計表〈2019年度〉…… 44
第８表　交通事故傷害保険
被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】 …… 46
第９表　ファミリー交通傷害保険
被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】 …… 47
第10表　国内旅行傷害保険 統計表〈2019年度〉…… 48
第11表　国内旅行傷害保険
被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】 …… 50
第12表　海外旅行傷害保険 統計表〈2019年度〉…… 52

2 関連情報

第13表　わが国の主要死因別死亡数 …… 54
第14表　不慮の事故　種類別・年齢別死亡数〈2019年〉…… 55
第15表　日本人海外旅行者の国・地域別訪問者数 …… 56
第16表　わが国在外公館が取り扱った事件・事故に係る
海外邦人援護件数〈2019年〉 …… 58

1 傷害保険統計

第１表　傷害保険 総括表

年　度	保険の種類	収入保険料	支払保険金
		百万円	百万円
2015	普通傷害保険	163,679	88,650
	家族傷害保険	54,976	27,402
	交通事故傷害保険	14,371	5,717
	ファミリー交通傷害保険	9,462	3,762
	国内旅行傷害保険	2,166	754
	海外旅行傷害保険	30,209	18,049
	合計	274,863	144,335
2016	普通傷害保険	159,859	78,831
	家族傷害保険	54,126	26,093
	交通事故傷害保険	13,733	5,256
	ファミリー交通傷害保険	8,926	3,418
	国内旅行傷害保険	2,127	750
	海外旅行傷害保険	29,401	15,111
	合計	268,172	129,459
2017	普通傷害保険	176,585	79,531
	家族傷害保険	51,915	26,349
	交通事故傷害保険	13,320	5,172
	ファミリー交通傷害保険	8,654	3,216
	国内旅行傷害保険	2,111	840
	海外旅行傷害保険	29,396	13,614
	合計	281,979	128,722
2018	普通傷害保険	175,697	78,947
	家族傷害保険	49,785	25,849
	交通事故傷害保険	12,901	4,795
	ファミリー交通傷害保険	8,184	2,822
	国内旅行傷害保険	2,132	726
	海外旅行傷害保険	30,181	12,495
	合計	278,880	125,633
2019	普通傷害保険	179,384	75,887
	家族傷害保険	49,704	24,705
	交通事故傷害保険	12,335	4,592
	ファミリー交通傷害保険	7,826	2,562
	国内旅行傷害保険	1,895	757
	海外旅行傷害保険	26,356	12,678
	合計	277,499	121,180

第２表　普通傷害保険 統計表〈2019年度〉

（新 契 約）

	職種別区分	件数	死亡・後遺障害			
			補償の対象者数	保険金額	保険料	補償の対象者数
		件	人	百万円	千円	人
1	A級	842,385	6,977,077	30,820,823	21,028,140	5,488,442
2	B級	125,710	600,090	3,476,480	3,320,751	469,681
3	加重平均適用契約等	2,625,671	12,952,793	55,559,580	48,217,467	10,362,525
4	小計	3,593,766	20,529,960	89,856,884	72,566,359	16,320,648
5	就業中の危険補償対象外	18,003	593,398	3,856,711	1,436,213	390,249
6	合　計	3,611,769	21,123,358	93,713,596	74,002,573	16,710,897

（支　　払）

	職種別区分	死亡		後遺障害		入院	
		被害者数	保険金	被害者数	保険金	被害者数	保険金
		人	千円	人	千円	人	千円
1	A級	689	3,179,148	4,354	5,975,296	28,130	3,704,797
2	B級	71	488,016	619	1,273,985	2,378	493,993
3	加重平均適用契約等	2,472	7,853,487	12,481	11,399,685	75,518	10,703,733
4	小計	3,232	11,520,653	17,454	18,648,967	106,026	14,902,523
5	就業中の危険補償対象外	13	40,409	390	449,290	978	136,413
6	合　計	3,245	11,561,062	17,844	19,098,257	107,004	15,038,936

※１「加重平均適用契約等」には、職種別区分を持たない商品等を含みます。
※２「就業中の危険補償対象外」には、補償の対象者が職業や職務に従事している間に被った傷害について補償対象外とする特約を付帯した契約に関するデータを集計しています。

入院		通院			合計保険料	
保険金日額	保険料	補償の対象者数	保険金日額	保険料		
千円	千円	人	千円	千円	千円	
22,086,737	10,777,894	4,873,422	10,743,596	20,558,965	52,365,001	1
2,271,882	1,512,099	428,355	1,230,792	3,043,993	7,876,843	2
51,248,995	38,202,010	6,310,629	14,374,630	29,771,905	116,191,383	3
75,607,615	50,492,004	11,612,406	26,349,019	53,374,864	176,433,228	4
2,336,428	742,095	379,530	652,467	772,540	2,950,850	5
77,944,043	51,234,100	11,991,936	27,001,486	54,147,405	179,384,079	6

手術		通院		合計		
被害者数	保険金	被害者数	保険金	被害者数	保険金	
人	千円	人	千円	人	千円	
17,708	829,510	167,499	9,382,933	218,380	23,071,686	1
1,737	97,312	12,806	1,128,471	17,611	3,481,779	2
51,215	2,873,372	279,656	15,298,616	421,342	48,128,895	3
70,660	3,800,195	459,961	25,810,021	657,333	74,682,361	4
877	54,942	10,407	523,099	12,665	1,204,155	5
71,537	3,855,138	470,368	26,333,121	669,998	75,886,516	6

第３表　家族傷害保険 統計表〈2019年度〉

（新 契 約）

	補償の対象者／本人の職種別区分		件　数	死亡・後遺障害			入　院	
				補償の対象者数	保険金額	保険料	補償の対象者数	保険金日額
			件	人	百万円	千円	人	千円
1	本　人	Ａ級	65,612	654,402	2,446,557	2,055,320	540,074	2,142,595
2		Ｂ級	7,062	16,245	64,368	102,272	16,024	59,357
3		加重平均適用契約等	250,527	1,358,947	5,375,641	5,005,102	1,193,991	6,008,290
4		就業中の危険補償対象外	1,251	38,084	43,449	51,343	8,058	33,773
5		小　計	324,452	2,067,678	7,930,017	7,214,038	1,758,147	8,244,017
6	配　偶　者		(279,570)	1,996,212	5,756,434	4,077,856	1,683,320	7,864,845
7	その他親族		(210,131)	[1,371,735]	2,904,170	3,997,643	[1,196,409]	4,447,964
8	合　計		324,452	[2,067,678]	16,590,622	15,289,538	[1,758,147]	20,556,828

（支　払）

	補償の対象者／本人の職種別区分		死　亡		後遺障害		入　院	
			被害者数	保険金	被害者数	保険金	被害者数	保険金
			人	千円	人	千円	人	千円
1	本　人	Ａ級	114	409,197	596	676,508	3,738	504,328
2		Ｂ級	4	45,678	38	44,271	158	21,532
3		加重平均適用契約等	279	878,049	2,174	1,657,980	8,902	1,405,215
4		就業中の危険補償対象外	0	95	50	10,607	51	4,039
5		小　計	397	1,333,021	2,858	2,389,368	12,849	1,935,115
6	配　偶　者		196	428,097	2,032	1,371,623	9,151	1,451,985
7	その他親族		227	536,621	1,953	1,105,377	12,418	1,900,069
8	合　計		820	2,297,740	6,843	4,866,369	34,418	5,287,170

※１「加重平均適用契約等」には、職種別区分を持たない商品等を含みます。
※２「就業中の危険補償対象外」には、補償の対象者が職業や職務に従事している間に被った傷害について補償対象外とする特約を付帯した契約に関するデータを集計しています。
※３（ ）内の数値は合計に含みません。
※４［ ］内の数値は家族数を表します。

	通院			合計保険料	
保険料	補償の対象者数	保険金日額	保険料		
千円	人	千円	千円	千円	
1,400,944	534,870	1,194,894	2,941,507	6,397,772	1
66,265	15,476	33,210	144,513	313,051	2
3,801,025	1,077,371	2,158,418	5,034,516	13,840,644	3
13,084	8,030	20,449	31,218	95,646	4
5,281,320	1,635,747	3,406,972	8,151,754	20,647,114	5
3,609,118	1,574,718	2,977,529	6,307,296	13,994,271	6
4,843,023	[1,134,146]	1,753,707	6,221,742	15,062,409	7
13,733,462	[1,635,747]	8,138,209	20,680,793	49,703,795	8

手術		通院		合計		
被害者数	保険金	被害者数	保険金	被害者数	保険金	
人	千円	人	千円	人	千円	
2,271	134,122	26,732	1,468,490	33,451	3,192,647	1
112	4,771	874	57,709	1,186	173,964	2
6,897	373,078	72,993	3,466,011	91,245	7,780,335	3
41	1,959	435	27,930	577	44,633	4
9,321	513,931	101,034	5,020,141	126,459	11,191,580	5
6,426	341,745	66,248	3,117,845	84,053	6,711,297	6
8,364	365,686	108,099	2,894,336	131,061	6,802,091	7
24,111	1,221,363	275,381	11,032,324	341,573	24,704,968	8

第４表　普通傷害保険　被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年　度	入　院		通　院	
	被害者数	支払認定日数	被害者数	支払認定日数
	人	日	人	日
2015	90,174	2,798,847	488,031	9,643,148
2016	87,281	2,662,809	462,629	9,043,676
2017	102,401	2,982,234	474,474	9,101,556
2018	106,550	3,058,463	473,878	8,913,234
2019	107,004	3,041,549	470,368	8,653,524

第５表　家族傷害保険　被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年　度	入　院		通　院	
	被害者数	支払認定日数	被害者数	支払認定日数
	人	日	人	日
2015	32,871	1,024,229	274,896	4,729,208
2016	32,913	1,023,433	265,142	4,509,316
2017	33,764	1,060,085	285,694	4,705,239
2018	35,463	1,106,559	284,189	4,583,240
2019	34,418	1,090,963	275,381	4,397,480

第６表　交通事故傷害保険 統計表〈2019年度〉

（新 契 約）

件　　数	死亡・後遺障害			入　　院	
	補償の対象者数	保 険 金 額	保　険　料	補償の対象者数	保険金日額
件	人	百万円	千円	人	千円
1, 584, 006	6, 476, 583	18, 440, 457	5, 870, 043	2, 531, 514	11, 956, 057

（支　　払）

死　　亡		後　遺　障　害		入　　院	
被 害 者 数	保　険　金	被 害 者 数	保　険　金	被 害 者 数	保　険　金
人	千円	人	千円	人	千円
274	882, 901	1, 423	1, 114, 350	4, 072	666, 884

	通　　院			合計保険料
保　険　料	補償の対象者数	保険金日額	保　険　料	
千円	人	千円	千円	千円
2,460,683	1,532,787	4,211,906	4,004,575	12,335,302

手　　術		通　　院		合　　計	
被害者数	保　険　金	被害者数	保　険　金	被害者数	保　険　金
人	千円	人	千円	人	千円
2,632	163,848	18,769	1,763,708	27,170	4,591,693

第７表　ファミリー交通傷害保険 統計表〈2019年度〉

（新 契 約）

	補償の対象者	件　数	死亡・後遺障害			入　院	
			補償の対象者数	保 険 金 額	保　険　料	補償の対象者数	保険金日額
		件	人	百万円	千円	人	千円
1	本　人	337,563	772,250	4,582,538	1,968,654	732,996	3,732,151
2	配　偶　者	(300,675)	729,485	3,416,963	1,043,351	689,721	3,320,868
3	その他親族	(281,459)	[641,931]	1,988,980	851,456	[609,785]	2,418,775
4	合　計	337,563	[772,250]	9,988,481	3,863,462	[732,996]	9,471,795

（支　払）

	補償の対象者	死　亡		後　遺　障　害		入　院	
		被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金
		人	千円	人	千円	人	千円
1	本　人	26	166,220	368	517,184	1,088	199,231
2	配　偶　者	11	98,101	175	239,680	553	82,291
3	その他親族	21	73,956	172	137,593	734	87,633
4	合　計	58	338,277	715	894,458	2,375	369,156

※１（ ）内の数値は合計に含みません。
※２［ ］内の数値は家族数を表します。

	通　　院			合計保険料	
保険料	補償の対象者数	保険金日額	保険料		
千円	人	千円	千円	千円	
876,916	450,070	995,597	1,186,798	4,032,369	1
406,212	420,260	756,417	585,816	2,035,381	2
471,260	[382,126]	550,863	435,267	1,757,984	3
1,754,389	[450,070]	2,302,878	2,207,882	7,825,735	4

手　　術		通　　院		合　　計		
被害者数	保険金	被害者数	保険金	被害者数	保険金	
人	千円	人	千円	人	千円	
754	50,446	6,735	488,318	8,971	1,421,401	1
372	19,157	3,354	220,094	4,465	659,325	2
449	22,551	4,873	159,497	6,249	481,232	3
1,575	92,154	14,962	867,911	19,685	2,561,959	4

第８表　交通事故傷害保険　被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年　度	入　院		通　院	
	被害者数	支払認定日数	被害者数	支払認定日数
	人	日	人	日
2015	3,986	113,659	21,079	604,769
2016	3,824	115,670	19,569	554,199
2017	3,737	105,617	19,553	545,148
2018	3,898	114,244	19,108	514,881
2019	4,072	122,295	18,769	503,827

第９表　ファミリー交通傷害保険　被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年　度	入　院		通　院	
	被害者数	支払認定日数	被害者数	支払認定日数
	人	日	人	日
2015	2,578	75,794	17,159	468,101
2016	2,429	70,293	15,794	423,819
2017	2,444	67,078	15,872	427,500
2018	2,461	69,216	15,376	392,524
2019	2,375	68,578	14,962	368,337

第10表　国内旅行傷害保険 統計表〈2019年度〉

（新 契 約）

件　　数	死亡・後遺障害			入　　院	
	補償の対象者数	保 険 金 額	保　険　料	補償の対象者数	保険金日額
件	人	百万円	千円	人	千円
1, 038, 247	6, 178, 745	39, 811, 551	694, 007	6, 117, 968	25, 870, 867

（支　　払）

死　　亡		後　遺　障　害		入　　院	
被 害 者 数	保　険　金	被 害 者 数	保　険　金	被 害 者 数	保　険　金
人	千円	人	千円	人	千円
13	141, 073	90	182, 584	650	64, 213

	通　　院			合計保険料
保　険　料	補償の対象者数	保険金日額	保　険　料	
千円	人	千円	千円	千円
326, 256	6, 079, 761	14, 112, 602	874, 281	1, 894, 545

手　　術		通　　院		合　　計	
被害者数	保　険　金	被害者数	保　険　金	被害者数	保　険　金
人	千円	人	千円	人	千円
533	25, 854	6, 019	343, 034	7, 305	756, 759

第11表　国内旅行傷害保険　被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年　度	入　院		通　院	
	被害者数	支払認定日数	被害者数	支払認定日数
	人	日	人	日
2015	730	15,722	7,276	118,982
2016	665	13,701	6,870	110,837
2017	755	16,477	6,835	114,412
2018	666	12,314	6,246	111,518
2019	650	12,233	6,019	98,360

第12表　海外旅行傷害保険 統計表〈2019年度〉

（新 契 約）

	補 償 内 容	件　　数	補償の対象者数
		件	人
1	傷害・死亡後遺障害	16	881
2	傷 害 ・ 死　　亡	2,819,336	4,160,581
3	傷 害 ・ 後 遺 障 害	(2,945,275)	(4,328,732)
4	疾 病 ・ 死　　亡	(2,723,534)	(4,002,225)
5	治 療 ・ 救 援 費 用	(2,874,382)	(4,127,645)
6	傷 害 ・ 治 療 費 用	(89,118)	(177,299)
7	疾 病 ・ 治 療 費 用	(79,234)	(154,603)
8	救　援　者　費　用	(362,520)	(589,820)
9	合　　計	2,819,352	4,161,462

（支　　払）

	補 償 内 容	死　　亡		後 遺 障 害	
		被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金
		人	千円	人	千円
1	傷害・死亡後遺障害	1	18,545	1	4,031
2	傷 害 ・ 死　　亡	20	456,773	―	―
3	傷 害 ・ 後 遺 障 害	―	―	162	618,729
4	疾 病 ・ 死　　亡	47	528,027	―	―
5	治 療 ・ 救 援 費 用	―	―	―	―
6	傷 害 ・ 治 療 費 用	―	―	―	―
7	疾 病 ・ 治 療 費 用	―	―	―	―
8	救　援　者　費　用	―	―	―	―
9	合　　計	68	1,003,346	163	622,760

※（　）内の数値は合計に含みません。

保険金額	保険料	
百万円	千円	
234	24,109	1
77,426,595	2,149,081	2
(82,642,726)	1,610,337	3
(42,940,610)	1,839,734	4
(441,900,613)	19,405,466	5
(1,177,949)	286,779	6
(1,031,205)	863,830	7
(6,155,262)	176,617	8
77,426,829	26,355,957	9

治療費用等		合計		
被害者数	保険金	被害者数	保険金	
人	千円	人	千円	
—	—	2	22,577	1
—	—	20	456,773	2
—	—	162	618,729	3
—	—	47	528,027	4
98,804	10,184,491	98,804	10,184,491	5
1,078	140,866	1,078	140,866	6
8,989	646,476	8,989	646,476	7
92	79,688	92	79,688	8
108,963	11,051,523	109,194	12,677,630	9

2 関連情報

第13表　わが国の主要死因別死亡数

死因	死亡数（人） 上段：実数、下段：人口10万人あたり				
	2015	2016	2017	2018	2019
結核	1,956 1.6	1,893 1.5	2,306 1.9	2,204 1.8	2,087 1.7
悪性新生物	370,362 295.5	373,088 298.4	373,365 299.5	373,584 300.7	376,425 304.2
糖尿病	13,328 10.6	13,483 10.8	13,971 11.2	14,181 11.4	13,846 11.2
高血圧性疾患	6,726 5.4	6,843 5.5	9,570 7.7	9,581 7.7	9,549 7.7
心疾患（高血圧性を除く）	196,127 156.5	198,070 158.4	204,868 164.4	208,221 167.6	207,714 167.9
脳血管疾患	111,974 89.4	109,353 87.5	109,896 88.2	108,186 87.1	106,552 86.1
肺炎	120,959 96.5	119,346 95.5	96,859 77.7	94,661 76.2	95,518 77.2
慢性気管支炎・肺気腫	7,580 6.0	7,108 5.7	9,093 7.3	8,459 6.8	7,957 6.4
喘息	1,511 1.2	1,455 1.2	1,794 1.4	1,617 1.3	1,481 1.2
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	2,666 2.1	2,657 2.1	2,513 2.0	2,521 2.0	2,499 2.0
肝疾患	15,659 12.5	15,780 12.6	17,019 13.7	17,275 13.9	17,273 14.0
腎不全	24,561 19.6	24,620 19.7	25,135 20.2	26,081 21.0	26,644 21.5
老衰	84,819 67.7	92,836 74.3	101,411 81.4	109,605 88.2	121,863 98.5
自殺	23,152 18.5	21,021 16.8	20,468 16.4	20,031 16.1	19,425 15.7
不慮の事故	38,310 30.6	38,314 30.6	40,332 32.4	41,238 33.2	39,184 31.7
うち交通事故	5,646 4.5	5,280 4.2	5,004 4.0	4,595 3.7	4,279 3.5
合計（上記以外を含む）	1,290,510 1,029.8	1,308,158 1,046.4	1,340,567 1,075.5	1,362,470 1,096.8	1,381,093 1,116.2

※1「人口動態調査」（厚生労働省）によります。
※2 死亡数は、市区町村への届出数です。
※3 上記死因のうち、普通傷害保険・家族傷害保険では「不慮の事故」が補償され、
交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険では主に「不慮の事故」の「うち交通事故」が補償されます。

第14表　不慮の事故　種類別・年齢別死亡数〈2019年〉

種類別＼年齢別	0歳	1-4歳	5-9歳	10-14歳	15-29歳	30-44歳	45-64歳	65-79歳	80歳～	不詳	合計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
交通事故	8 (10.3)	27 (37.5)	21 (37.5)	12 (22.6)	421 (57.0)	340 (32.6)	942 (25.0)	1,375 (12.9)	1,133 (5.0)	－ －	4,279 (10.9)
転倒・転落・墜落	1 (1.3)	3 (4.2)	2 (3.6)	13 (24.5)	57 (7.7)	141 (13.5)	586 (15.6)	1,775 (16.6)	6,999 (30.9)	3 (10.0)	9,580 (24.4)
スリップ、つまづき及びよろめきによる同一平面上での転倒	－ －	－ －	1 (1.8)	4 (7.5)	10 (1.4)	38 (3.6)	249 (6.6)	1,030 (9.6)	6,310 (27.9)	2 (6.7)	7,644 (19.5)
階段及びステップからの転落及びその上での転倒	－ －	－ －	－ －	－ －	2 (0.3)	14 (1.3)	75 (2.0)	224 (2.1)	240 (1.1)	－ －	555 (1.4)
建物又は建造物からの転落	－ －	3 (4.2)	－ －	9 (17.0)	23 (3.1)	42 (4.0)	97 (2.6)	144 (1.3)	78 (0.3)	1 (3.3)	397 (1.0)
その他の転落	－ －	－ －	1 (1.8)	－ －	17 (2.3)	41 (3.9)	119 (3.2)	229 (2.1)	161 (0.7)	－ －	568 (1.4)
生物によらない機械的な力への曝露*	－ －	1 (1.4)	－ －	2 (3.8)	20 (2.7)	58 (5.6)	115 (3.1)	170 (1.6)	84 (0.4)	－ －	450 (1.1)
投げられ、投げ出され又は落下する物体による打撲	－ －	1 (1.4)	－ －	－ －	12 (1.6)	18 (1.7)	34 (0.9)	51 (0.5)	12 (0.1)	－ －	128 (0.3)
生物による機械的な力への曝露**	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	4 (0.1)	4 (0.0)	4 (0.0)	－ －	12 (0.0)
不慮の溺死及び溺水	3 (3.8)	14 (19.4)	23 (41.1)	13 (24.5)	90 (12.2)	126 (12.1)	508 (13.5)	2,962 (27.7)	3,939 (17.4)	12 (40.0)	7,690 (19.6)
浴槽内での及び浴槽への転落による溺死及び溺水	3 (3.8)	10 (13.9)	5 (8.9)	6 (11.3)	33 (4.5)	47 (4.5)	271 (7.2)	2,197 (20.5)	3,118 (13.8)	－ －	5,690 (14.5)
自然の水域内での及び自然の水域への転落による溺死及び溺水	－ －	3 (4.2)	13 (23.2)	6 (11.3)	46 (6.2)	63 (6.0)	149 (4.0)	247 (2.3)	151 (0.7)	10 (33.3)	688 (1.8)
その他の不慮の窒息	61 (78.2)	23 (31.9)	6 (10.7)	7 (13.2)	31 (4.2)	111 (10.7)	637 (16.9)	1,893 (17.7)	5,326 (23.5)	－ －	8,095 (20.7)
胃内容物の誤えん	17 (21.8)	3 (4.2)	－ －	2 (3.8)	8 (1.1)	24 (2.3)	109 (2.9)	248 (2.3)	776 (3.4)	－ －	1,187 (3.0)
気道閉塞を生じた食物の誤えん	3 (3.8)	6 (8.3)	1 (1.8)	1 (1.9)	7 (0.9)	38 (3.6)	360 (9.6)	1,051 (9.8)	2,739 (12.1)	－ －	4,206 (10.7)
気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん	6 (7.7)	6 (8.3)	1 (1.8)	3 (5.7)	6 (0.8)	18 (1.7)	98 (2.6)	470 (4.4)	1,585 (7.0)	－ －	2,193 (5.6)
詳細不明の窒息	4 (5.1)	2 (2.8)	1 (1.8)	1 (1.9)	4 (0.5)	12 (1.2)	31 (0.8)	78 (0.7)	189 (0.8)	－ －	322 (0.8)
電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露	－ －	－ －	－ －	1 (1.9)	－ －	2 (0.2)	8 (0.2)	40 (0.4)	49 (0.2)	－ －	100 (0.3)
煙、火及び火炎への曝露	－ －	－ －	1 (1.8)	1 (1.9)	20 (2.7)	41 (3.9)	172 (4.6)	352 (3.3)	408 (1.8)	9 (30.0)	1,004 (2.6)
建物又は建造物内の管理されていない火への曝露	－ －	－ －	1 (1.8)	1 (1.9)	16 (2.2)	31 (3.0)	136 (3.6)	261 (2.4)	233 (1.0)	5 (16.7)	684 (1.7)
熱及び高温物質との接触	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2 (0.2)	3 (0.1)	13 (0.1)	41 (0.2)	－ －	59 (0.2)
有毒動植物との接触	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 (0.0)	6 (0.1)	10 (0.0)	－ －	17 (0.0)
自然の力への曝露	1 (1.3)	2 (2.8)	2 (3.6)	2 (3.8)	22 (3.0)	52 (5.0)	377 (10.0)	782 (7.3)	1,162 (5.1)	4 (13.3)	2,406 (6.1)
自然の過度の高温への曝露	1 (1.3)	2 (2.8)	－ －	－ －	5 (0.7)	23 (2.2)	191 (5.1)	396 (3.7)	604 (2.7)	2 (6.7)	1,224 (3.1)
自然の過度の低温への曝露	－ －	－ －	－ －	－ －	13 (1.8)	25 (2.4)	160 (4.2)	353 (3.3)	533 (2.4)	2 (6.7)	1,086 (2.8)
地震による受傷者	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	1 (1.3)	1 (1.4)	1 (1.8)	－ －	66 (8.9)	129 (12.4)	158 (4.2)	99 (0.9)	90 (0.4)	－ －	545 (1.4)
無理ながんばり、旅行及び欠乏状態	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	9 (0.2)	7 (0.1)	7 (0.0)	－ －	23 (0.1)
その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露	3 (3.8)	1 (1.4)	－ －	2 (3.8)	11 (1.5)	40 (3.8)	248 (6.6)	1,218 (11.4)	3,399 (15.0)	2 (6.7)	4,924 (12.6)
合　計	78 (100.0)	72 (100.0)	56 (100.0)	53 (100.0)	738 (100.0)	1,042 (100.0)	3,768 (100.0)	10,696 (100.0)	22,651 (100.0)	30 (100.0)	39,184 (100.0)

※1「人口動態調査」（厚生労働省）によります。
※2 死亡数は、市区町村への届出数です。
※3 *物体との衝突・打撲、物体への挟まれ、機械・工具との接触、ボイラーほか加圧された装置の爆発等を含みます。
**他人による叩かれ・打撲・蹴られ、他人との衝突、犬ほか哺乳類による咬傷・打撲、無毒動植物との接触等です。
※4（ ）内は各年齢別の構成比（%）です。

第15表　日本人海外旅行者の国・地域別訪問者数

訪問先		基準	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年	
				前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
			人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
アジア	韓国	VFN	2,280,434	−17.0	1,837,782	−19.4	2,297,893	25.0	2,311,447	0.6	2,948,527	27.6
	中国	VFN	2,717,600	−5.6	2,497,657	−8.1	2,587,440	3.6	2,680,033	3.6	2,689,662	0.4
	台湾	VFR	1,634,790	15.0	1,627,229	−0.5	1,895,702	16.5	1,898,854	0.2	1,969,151	3.7
	タイ	TFN	1,267,886	−17.5	1,381,702	9.0	1,439,510	4.2	1,544,442	7.3	1,655,996	7.2
	香港	TFR	636,432	4.7	632,959	−0.5	692,529	9.4	813,207	17.4	852,192	4.8
	シンガポール	VFN	824,741	−1.0	789,179	−4.3	783,862	−0.7	792,873	1.1	829,676	4.6
	ベトナム	VFR	647,956	7.3	671,379	3.6	740,592	10.3	798,119	7.8	826,674	3.6
	フィリピン	TFR	463,744	6.9	495,662	6.9	535,238	8.0	584,180	9.1	631,821	8.2
	インドネシア	VFN	505,175	1.6	549,705	8.8	545,392	−0.8	573,310	5.1	530,573	−7.5
	マレーシア	TFN	553,106	7.8	483,569	−12.6	413,768	−14.4	392,777	−5.1	394,540	0.4
	インド	TFN	219,516	−0.3	207,415	−5.5	208,847	0.7	222,527	6.6	236,236	6.2
	カンボジア	TFR	215,788	4.3	193,330	−10.4	191,577	−0.9	203,373	6.2	210,471	3.5
	マカオ	THSR	171,660	−5.5	161,897	−5.7	184,778	14.1	190,267	3.0	189,233	−0.5
	ミャンマー	TFN	83,434	21.3	90,312	8.2	100,784	11.6	101,484	0.7	104,376	2.8
	トルコ	TFN	157,101	−1.6	92,228	−41.3	42,131	−54.3	46,157	9.6	77,287	67.4
	スリランカ	TFN	42,136	25.8	45,418	7.8	44,649	−1.7	47,308	6.0	49,038	3.7
	モルジブ	TFN	38,817	−1.6	39,244	1.1	39,894	1.7	41,133	3.1	42,304	2.8
	ラオス	VFN	44,877	−7.7	43,826	−2.3	49,191	12.2	32,064	−34.8	38,985	21.6
	ネパール	TFN	25,829	−3.2	17,613	−31.8	22,979	30.5	27,326	18.9	29,768	8.9
	サウジアラビア	TFN	13,655	14.2	16,860	23.5	16,958	0.6	13,621	−19.7	22,497	65.2
	モンゴル	TFN	18,282	0.6	19,277	5.4	19,985	3.7	22,519	12.7	20,990	−6.8
	イスラエル	TFR	13,042	−3.5	9,985	−23.4	11,891	19.1	17,067	43.5	19,568	14.7
	ヨルダン	TFN	16,750	12.7	7,468	−55.4	6,832	−8.5	7,509	9.9	9,770	30.1
	イラン	VFN	7,649	31.7	8,393	9.7	10,395	23.9	13,370	28.6	7,631	−42.9
	クウェート	VFN	5,215	2.8	5,238	0.4	5,438	3.8	5,601	3.0	5,500	−1.8
	ブルネイ	TFN	4,671	−18.7	4,336	−7.2	4,474	3.2	5,191	16.0	5,360	3.3
	バーレーン	VFN	21,784	−1.2								
オセアニア	グアム	TFR	810,856	−9.2	773,019	−4.7	745,680	−3.5	620,376	−16.8	566,588	−8.7
	オーストラリア	VFR	333,750	0.9	341,990	2.5	417,880	22.2	434,550	4.0	469,230	8.0
	ニュージーランド	VFR	81,136	8.8	87,328	7.6	100,736	15.4	102,048	1.3	99,784	−2.2
	北マリアナ諸島	VFN	110,234	−22.2	80,832	−26.7	61,026	−24.5	50,944	−16.5	27,291	−46.4
	パラオ	TFN	37,427	4.2	31,026	−17.1	29,237	−5.8	26,031	−11.0	22,416	−13.9
	ニューカレドニア	TFR	19,087	21.8	20,056	5.1	21,151	5.5	21,839	3.3	21,472	−1.7
	フィジー	TFR	5,888	−19.7	6,092	3.5	6,274	3.0	6,350	1.2	11,903	87.4
	タヒチ	TFR	12,527	−4.9	11,447	−8.6	12,174	6.4	12,808	5.2	9,912	−22.6
アフリカ	エジプト	VFN	12,352	−60.4	16,196	31.1	18,643	15.1	32,743	75.6	41,807	27.7
	モロッコ	TFN	32,475	0.9	18,072	−44.4	23,459	29.8	32,498	38.5	35,450	9.1
	ジンバブエ	VFR	18,443	−9.5	12,713	−31.1	22,566	77.5	34,214	51.6	32,014	−6.4
	南アフリカ共和国	TFR	27,504	−33.1	20,202	−26.5	25,802	27.7	27,410	6.2	27,541	0.5
	ザンビア	TFR	7,539	36.3	8,742	16.0	7,420	−15.1	7,944	7.1	8,390	5.6
	ニジェール	TFN	6,759	9.2	6,750	−0.1	7,644	13.2	8,253	8.0	7,887	−4.4
	タンザニア	VFR	7,419	5.1	4,463	−39.8	5,633	26.2	6,888	22.3	7,393	7.3
	チュニジア	TFN	6,158	−4.7	2,071	−66.4	1,379	−33.4	1,875	36.0	5,454	190.9
	エチオピア	TFR	4,757	12.4	5,334	12.1	5,006	−6.1	5,713	14.1	5,024	−12.1
	ナイジェリア	VFN	11,564	−52.3	14,405	24.6	11,662	−19.0				

※1「観光白書」（国土交通省編）によります。
※2　上記は、UNWTO（国連世界観光機関）資料、日本政府観光局資料（出典：UNWTO（国連世界観光機関）、各国政府観光局）に基づき観光庁が作成した資料です。
※3　基準の略称は以下のとおりです。
　　N：国籍別統計 R：居住地別統計 F：国境到着者数 CE：登録観光施設到着者数
　　V：日帰りを含む旅行者数 T：宿泊を伴った旅行者数 HS：ホテル到着者数
※4　本表では主に、直近の日本人訪問者数が5千人を超える国・地域を対象としました。
※5　本表には国境到着者数、ホテル到着者数などの統計が混在しており、集計基準が異なるため、同一指標としての比較はできません。特にヨーロッパの比較においてはご注意ください。

訪問先		基準	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年	
				前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
			人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
欧州	ドイツ	TCER	670,804	-5.7	647,243	-3.5	545,013	-15.8	584,871	7.3	613,248	4.9
	スペイン	TFR	475,054	23.4	607,099	27.8	463,420	-23.7	444,518	-4.1	550,681	23.9
	フランス	TFR	776,870	17.6	682,121	-12.2	411,199	-39.7	484,293	17.8	540,169	11.5
	イタリア	TFN	423,202	-6.9	421,917	-0.3	403,879	-4.3	385,971	-4.4	384,004	-0.5
	英国	VFR	222,000	-1.3	194,000	-12.6	245,823	26.7	246,857	0.4	246,597	-0.1
	オーストリア	TCER	245,306	-5.4	236,621	-3.5	208,710	-11.8	208,248	-0.2	220,198	5.7
	スイス	THSR	250,451	-12.6	226,198	-9.7	197,567	-12.7	227,010	14.9	211,945	-6.6
	クロアチア	TCER	176,846	11.1	159,807	-9.6	120,971	-24.3	142,043	17.4	159,574	12.3
	ポルトガル	TCER	86,484	5.9	95,453	10.4	115,794	21.3	143,912	24.3	141,532	-1.7
	チェコ	TCEN	124,969	-9.3	123,800	-0.9	105,771	-14.6	114,955	8.7	129,119	12.3
	オランダ	THSR	145,000	-3.3	136,000	-6.2	106,000	-22.1	117,000	10.4	119,000	1.7
	フィンランド	TCER	102,154	-4.3	108,106	5.8	114,463	5.9	124,548	8.8	113,000	-9.3
	ロシア	VFN	105,220	2.7	87,280	-17.0	84,631	-3.0	101,827	20.3	105,251	3.4
	ベルギー	TCER	111,939	-0.3	96,444	-13.8	50,253	-47.9	68,253	35.8	84,508	23.8
	ハンガリー	TCEN	68,742	-11.3	64,705	-5.9	55,100	-14.8	66,234	20.2	66,239	0.0
	ポーランド	VFN	50,534	2.6	52,622	4.1	67,040	27.4	68,370	2.0	63,690	-6.8
	ノルウェー	TCER	61,924	-13.0	68,071	9.9	78,046	14.7	79,243	1.5	58,623	-26.0
	スウェーデン	TCER	42,949	8.0	42,651	-0.7	46,432	8.9	47,536	2.4	46,004	-3.2
	デンマーク	TCER	20,403	-5.8	19,696	-3.5	21,624	9.8	37,325	72.6	39,279	5.2
	スロベニア	TCEN	46,196	10.0	42,332	-8.4	33,543	-20.8	33,250	-0.9	36,138	8.7
	エストニア	TCER	17,303	60.7	22,865	32.1	23,953	4.8	28,831	20.4	31,786	10.2
	ラトビア	TCER	15,606	73.6	21,575	38.2	23,191	7.5	24,576	6.0	29,534	20.2
	リトアニア	TCER	14,526	44.1	21,118	45.4	22,674	7.4	23,028	1.6	28,158	22.3
	アイスランド	TFN	13,340	7.9	16,547	24.0	22,371	35.2	22,397	0.1	19,137	-14.6
	ルーマニア	VFR	14,505	8.6	15,816	9.0	14,057	-11.1	15,296	8.8	15,939	4.2
	ブルガリア	VFR	12,066	7.1	12,362	2.5	15,012	21.4	14,898	-0.8	12,250	-17.8
	ウクライナ	TFR	4,346	-47.3	5,067	16.6	6,598	30.2	7,435	12.7	10,318	38.8
	カザフスタン	VFR	6,379	22.6	6,450	1.1	5,892	-8.7	8,682	47.4	8,257	-4.9
	ジョージア	VFR	4,023	-6.2	5,326	32.4	5,329	0.1	5,969	12.0	8,236	38.0
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	TCER	4,744	39.7	6,759	42.5	6,137	-9.2	6,651	8.4	7,884	18.5
	スロバキア	TCEN	5,079	-46.2	6,411	26.2	7,271	13.4	7,555	3.9	7,474	-1.1
	サンマリノ	VFN	3,974	-3.0	4,512	13.5	7,796	72.8	6,761	-13.3	7,087	4.8
	ルクセンブルク	TCER	7,679	23.8	9,339	21.6	7,373	-21.1	6,673	-9.5	6,541	-2.0
	セルビア	TCEN	5,327	3.8	5,196	-2.5	5,245	0.9	5,769	10.0	6,486	12.4
	アルバニア	VFN	4,500	44.0	4,286	-4.8	3,385	-21.0	5,483	62.0	6,405	16.8
	ギリシャ	TFR	18,698	42.3	9,983	-46.6						
北米	米国	TFR	3,653,454	-6.0	3,792,997	3.8	3,603,786	-5.0	3,595,607	-0.2	3,493,313	-2.8
	（ハワイ州）	TFR	1,511,739	-0.4	1,482,304	-1.9	1,487,979	0.4	1,525,343	2.5	1,489,778	-2.3
	カナダ	TFR	258,457	14.9	275,027	6.4	303,726	10.4	295,333	-2.8	251,235	-14.9
	メキシコ	TFN	107,366	10.4	118,739	10.6	132,976	12.0	151,043	13.6	156,471	3.6
	キューバ	VFR	7,589	28.7	13,792	81.7	22,150	60.6	22,020	-0.6	19,157	-13.0
	コスタリカ	TFN	5,276	7.0	5,461	3.5	5,401	-1.1	5,955	10.3	6,460	8.5
	パナマ	VFR	4,353	-3.6	5,422	24.6	4,642	-14.4	5,396	16.2	6,153	14.0
中南米	ブラジル	TFR	84,636	-3.0	70,102	-17.2	79,754	13.8	60,342	-24.3	63,708	-24.3
	ペルー	TFR	59,853	-11.5	55,311	-7.6	47,090	-14.9	48,171	2.3	47,605	2.3
	チリ	TFN	15,053	2.4	15,103	0.3	15,863	5.0	16,998	7.2	16,511	7.2
	ボリビア	TFN	16,766	8.3	17,278	3.1	16,212	-6.2	14,486	-10.6	13,638	-10.6
	コロンビア	TFR	7,434	28.1	7,243	-2.6	7,400	2.2	7,581	2.4	8,138	7.3
	エクアドル	VFN	5,424	-2.7	5,323	-1.9	4,790	-10.0	5,855	22.2	5,553	22.2
	パラグアイ	TFN	4,798	8.2	4,324	-9.9	4,657	7.7	3,761	-19.2	3,198	-15.0

※6 米国の数値には、米国本国（全米50 州とコロンビア特別区）への入国者の他、北マリアナ諸島、グアム、米領サモア、プエルトリコ、米領バージン諸島などの地域への入域者を含みます。
※7 ハワイ州の数値は米国の内数です。
※8 サイパンは北マリアナ諸島に属します。
※9 各国の数値は、推計値から確定値への変更、統計基準の変更、数値の非整合性等の理由により、その都度、過去にさかのぼって変更される場合があります。
※10 数値は、2020年1月時点のものです。

第16表　わが国在外公館が取り扱った事件・事故に係る海外邦人援護件数〈2019年〉

事件・事故等の種類＼地域		アジア	大洋州	北　米	中南米	欧　州	中　東	アフリカ	合　計
事故・災害	件　数　（件）	137	21	23	8	33	6	12	240
	人　数　（人）	139	13	19	4	19	1	7	202
犯罪加害	件　数　（件）	309	6	67	2	23	7	4	418
	人　数　（人）	297	4	69	2	21	1	2	396
犯罪被害	件　数　（件）	1,013	110	591	237	2,684	39	149	4,823
	人　数　（人）	1,029	98	702	206	2,778	32	147	4,992
その他	件　数　（件）	5,967	544	5,179	823	1,763	208	330	14,814
	人　数　（人）	5,896	591	6,258	1,308	1,735	176	171	16,135
合計	件　数　（件）	7,426	681	5,860	1,070	4,503	260	495	20,295
	人　数　（人）	7,361	706	7,048	1,520	4,553	210	327	21,725
	（内 死亡者）（人）								(529)
	（内 負傷者）（人）								(338)

※「海外邦人援護統計」（外務省）によります。

2020年度（2019年度統計）

傷害保険の概況

2021年４月発行

発行　損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総合企画部広報グループ

〒163-1029
東京都新宿区西新宿3-7-1　新宿パークタワー29F
TEL　03（6758）1300（代表）
URL　https://www.giroj.or.jp/